
第4期村上市障がい福祉計画（案）

平成27年3月

村上市

目 次

第1章 計画策定の概要	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の内容と期間	4
4 計画の推進と進行管理	5
(1) 村上・岩船地域自立支援協議会での審議	5
(2) アンケートの実施	5
5 意見公募（パブリックコメント）の実施	6
6 障害者総合支援法による主な改正点	7
(1) 法律の目標	7
(2) 障がい者の定義の拡大	7
(3) 障がいの区分	7
(4) 障がい福祉サービスの改善	7
7 関連法等の成立	8
(1) 障害者権利条約	8
(2) 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）	9
(3) 障害者差別解消法（障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律）	9
第2章 障がい者の現状と課題	13
1 障がい者の現状	13
(1) 身体障がい者（児）の状況	13
(2) 知的障がい者（児）の状況	15
(3) 精神障がい者（児）の状況	16
2 アンケート調査結果にみる障がい者等の現状	17
(1) 調査の概要	17
(2) 調査結果	17
第3章 第3期計画における数値目標に対する実績	33
1 施設入所者の地域生活への移行	33
2 福祉施設から一般就労への移行等	33
(1) 福祉施設から一般就労への移行等	33
(2) 就労移行支援事業の利用者数	34

(3) 就労継続支援事業の利用者の割合	34
3 障がい福祉サービス	35
(1) 訪問系サービス	35
(2) 日中活動系サービス	36
(3) 居住系サービス	37
(4) 指定相談支援サービス	38
4 地域生活支援事業	39
(1) 相談支援事業	39
(2) コミュニケーション支援事業	40
(3) 日常生活用具給付等事業	40
(4) 移動支援事業	41
(5) 地域活動支援センター事業	42
(6) その他事業	42
第4章 第4期の成果目標	47
1 成果目標	47
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	47
(2) 地域生活支援拠点の整備	47
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	48
2 障がい福祉サービスの見込量（活動指標）	50
(1) 訪問系サービス	50
(2) 日中活動系サービス	51
(3) 居住系サービス	54
(4) 計画相談支援・地域相談支援	54
(5) 障がい児支援（児童福祉法）	55
3 地域生活支援事業	58
(1) 理解促進研修・啓発事業	58
(2) 自発的活動支援事業	58
(3) 相談支援事業	58
(4) 成年後見制度利用支援事業	59
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	59
(6) 意思疎通支援事業	60
(7) 日常生活用具給付等事業	61
(8) 手話奉仕員養成研修事業	61
(9) 移動支援事業	62
(10) 地域活動支援センター事業	62
(11) その他事業	63

第5章 計画の推進体制	67
(1) 計画におけるPDCAサイクル	67
(2) 関係機関との連携	68
(3) 相談支援体制の強化とサービス事業者の役割	68
(4) 地域社会への広報および啓発活動	68
(5) 障がい児支援体制の整備	68
資料編	71
村上・岩船地域自立支援協議会共同設置要綱	71
村上・岩船地域自立支援協議会委員名簿	74
村上・岩船地域自立支援協議会事務局名簿	75
策定の経過	76
村上・岩船地域自立支援協議会	77
障害者総合支援法によるサービスの体系	78
障がい福祉関連用語解説	79

第1章 計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

人口の急速な高齢化・核家族化・少子化、住民意識の多様化など、家族や地域をめぐる環境が著しく変化しているなか、市民一人ひとりが、ライフステージのそれぞれの段階、それぞれの精神的・身体的状況に応じたきめ細かな福祉サービスを受けることができ、だれもが自立して安心して暮らせる地域社会を創り上げていく必要があります。

ノーマライゼーションの理念が定着してきていることや在宅生活志向が高まるなど、福祉をめぐる社会環境が変化していることで福祉ニーズの多様化にともない、サービスの質の向上及び量的な拡大が求められてきています。

平成26年度は平成27年度からの3年間の第4期障がい福祉計画を策定することとなりましたが、「すべての国民が障がいの有無にかかわらず、基本的な人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念を実現するために」障害者総合支援法に基づく計画として作成されることとなりました。

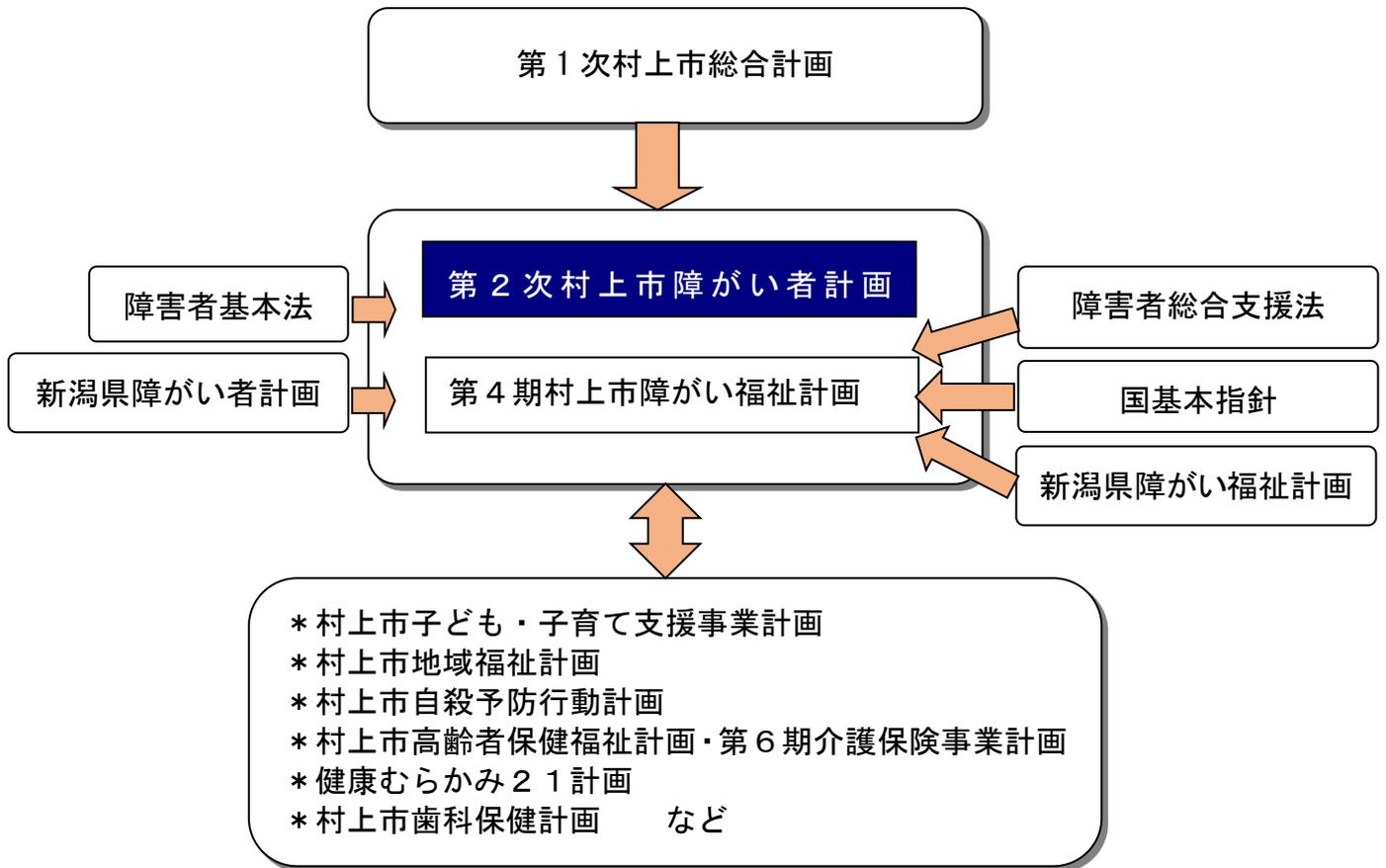
2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条で定める「障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する市町村障がい福祉計画」として位置づけられるものです。

国の基本指針に即し、新潟県障がい福祉計画、並びに「村上市総合計画」の基本構想において、基本的方向として示された「元気“e”まち”村上市一ひとが輝き集う優しさのまちをめざして」を基本として、健康・福祉分野における基本目標の「支え合い安心して暮らせる思いやりのまちづくり」をめざします。

策定にあたっては、「村上市子ども・子育て支援事業計画」「村上市自殺予防行動計画」「村上市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」「村上市地域福祉計画」「健康むらかみ21計画」「村上市歯科保健計画」などの関連計画や上位計画との整合性を持ったものとして定めています。

【計画の位置づけ】



3 計画の内容と期間

「第4期村上市障がい福祉計画」は、障害者自立支援法から障害者総合支援法に引き継がれた計画であり、各年度における障がい福祉サービスの必要量の見込みを示すとともに、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に関し必要な事項を示します。

障がい福祉計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年としています。

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障がい福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障がい福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障がい福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障がい福祉計画を作成

図表 計画期間

年 度	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年	H32 年
	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
村上市 障がい者計画	第2次計画						(第3次)計画 (H30-)		
	第3期計画			第4期計画			第5期計画		

4 計画の推進と進行管理

(1) 村上・岩船地域自立支援協議会での審議

本計画策定にあたり、「村上・岩船地域自立支援協議会」で、委員の意見を適宜反映させながら審議・検討を行っています。

「村上・岩船地域自立支援協議会」とは・・・

障害者総合支援法第89条の3第1項で、障がい者等への支援の体制整備を図るために、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会です。

「市町村障がい福祉計画」

障害者総合支援法第88条第8項に規定する協議会を設置したときは、市町村障がい福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければなりません。

(2) アンケートの実施

障がいのある人の生活実態や障がい福祉サービスの利用状況等の計画策定に必要な基礎資料を得ることを目的として、障害者手帳等の所持者を対象にアンケートを実施しています。

5 意見公募（パブリックコメント）の実施

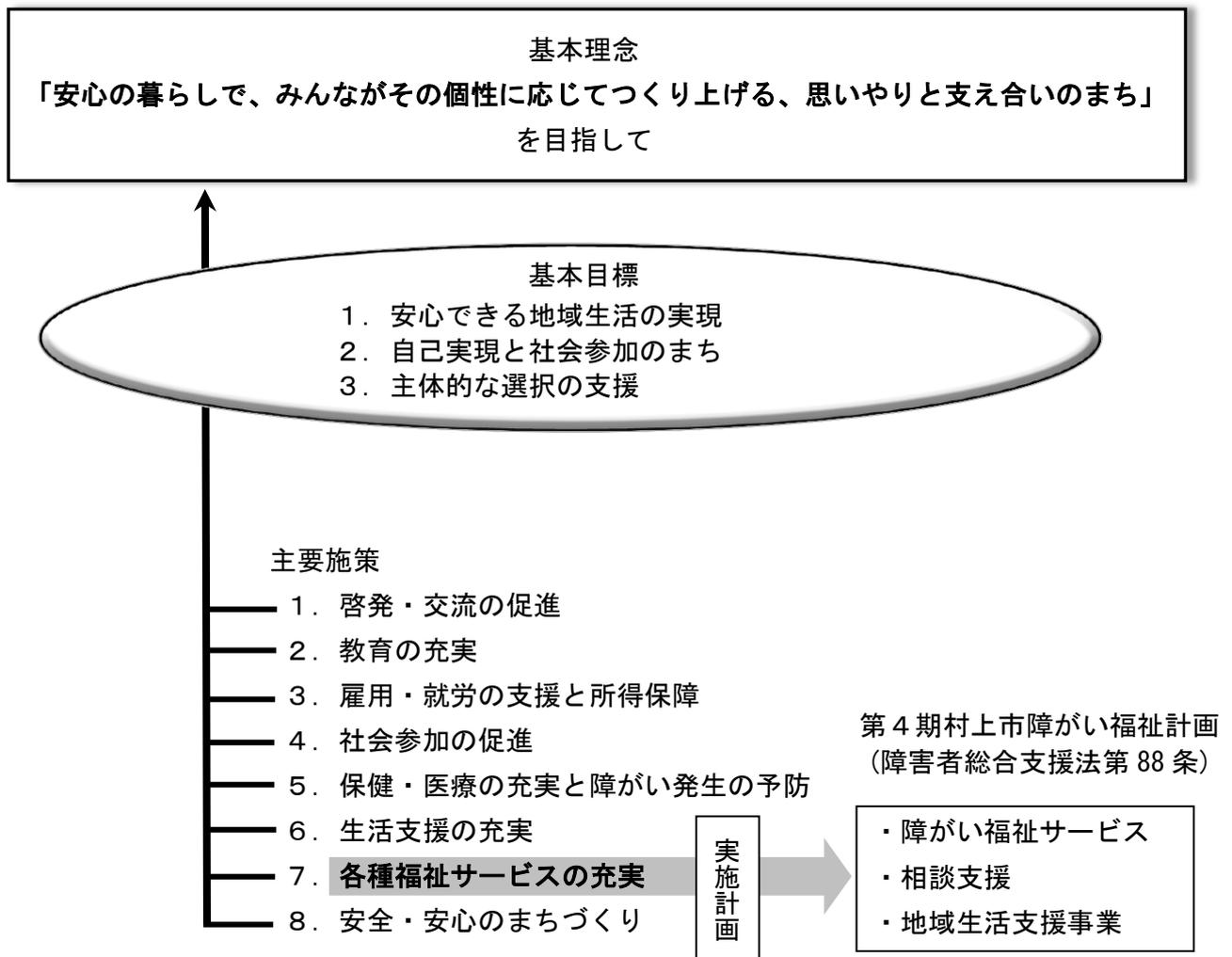
計画の素案について、市のホームページ、市役所本庁、各支所での閲覧、市報への掲載等により公開し、広く市民からの意見を募集することにより、それらの意見を計画に反映しています。

■ 障がい福祉計画———障害者総合支援法

整備内容

1. 地域生活及び一般就労への移行に向けた平成29年度の目標の設定
2. 指定障がい福祉サービス等の見込み量の設定と確保策
3. 地域生活支援事業の見込み量の設定と確保策

村上市障がい者計画と障がい福祉計画との関係



6 障害者総合支援法による主な改正点

(1) 法律の目標

障害者自立支援法では、「障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう」となっていたものが、障害者総合支援法では「障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」と改正されています。

このように自立を基本としてサービス経費の1割負担など個人の能力や適性に応じた支援から個人の尊重に重点が移されています。

(2) 障がい者の定義の拡大

従来は身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の3障がい及び発達障がいに加え、治療法が確立していないなどの理由でいまだ十分な支援を受けられない難病130疾患が追加されました。

(3) 障がいの区分

従来は障害程度区分は介護保険制度を基本としており、主に身体的介護に関する項目で決めていましたが、障害者総合支援法では障害支援区分と名称を変更したほか、障がい特性だけでなく、その人が生活している環境なども踏まえて判定項目などが変更されています。

(4) 障がい福祉サービスの改善

・重度訪問介護の利用者拡大

重度訪問介護の利用対象が、身体障がい者から知的障がい者や精神障がい者にも拡大されました。

・居住サービスの一元化

共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化され、入所のための要件としての障害支援区分が取り外されることとなりました。また、単身生活を営む人については、グループホームを利用しながら地域のアパートなどで生活する「サテライト型住居」も新たに創設されました。

・地域移行支援の対象の拡大

施設内で生活していた障がい者が円滑に地域での生活へ戻るために実施されているサービスが地域移行支援です。対象者が、障がい者支援施設や精神病院に加え矯正施設から退所する障がい者にも拡大されます。

- ・地域生活支援事業の拡大
従来の地域生活支援事業の任意事業のなかから意思疎通支援を行う者の養成や市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修等の事業が必須事業に変更となりました。
- ・障がい福祉計画における目標の設定
市町村においては、障がい福祉計画においてサービス基盤整備のための目標について、成果目標とサービス見込量（活動指標）を定めることとなりました。また、これにあわせて少なくとも年1回、分析、評価することになります。

7 関連法等の成立

近年、国連の障害者権利条約の批准にあわせ、障害者総合支援法を始め、障害者虐待防止法や障害者差別解消法などの関連法が相次いで成立しています。

(1) 障害者権利条約

障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

障害者権利条約は、2006年12月13日に国連総会において採択され、2008年5月3日に発効しました。我が国は2007年9月28日に、この条約に署名し、2014年1月20日に、批准書を寄託しています。また、同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生しています。

この条約の主な内容としては、

- ① 一般原則（障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）
- ② 一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障がいに基づくいかなる差別もなしに、すべての障がい者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）
- ③ 障がい者の権利実現のための措置（身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容）
- ④ 条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障がい者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討）となっています。

(2) 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

平成23年6月17日に成立、同年6月24日公布されています。主な内容は以下のとおりです。

- ① 「障がい者」とは、身体・知的・精神障がいその他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます（改正後障害者基本法2条1号）。
- ② 「障がい者虐待」とは、(1)養護者による障がい者虐待、(2)障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、(3)使用者による障がい者虐待をいいます。
- ③ 障がい者虐待の類型は、(1)身体的虐待、(2)ネグレクト、(3)心理的虐待、(4)性的虐待、(5)経済的虐待の5つが掲げられています。

市は、障がい者虐待対応の窓口等となる「村上市障がい者虐待防止センター」を平成24年10月1日に設置しました。

(3) 障害者差別解消法（障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律）

この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

この法律では、主に次のことを定めています。

- ① 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止すること。
- ② 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③ 行政機関等ごと、分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的内容等

を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

第2章 障がい者の現状と課題

第2章 障がい者の現状と課題

計画策定にあたり、障がい者の現況を把握するとともに、第3期計画について、実施状況を検証することとします。

1 障がい者の現状

(1) 身体障がい者（児）の状況

本市の身体障害者手帳所持者は、平成26年4月1日現在で3,080人です。障がい別に見ると「肢体不自由」が最も多く、1,824人で全体の59.2%、内部障がいが21.9%となっています。

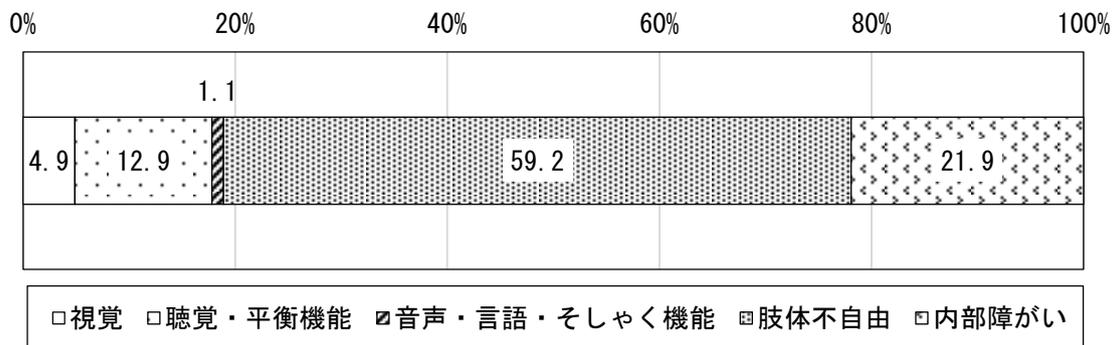
等級別では、「1級」が887人で28.8%、「2級」が506人で16.4%、「3級」が561人で18.2%、「4級」が677人で22.0%、「5級」が138人で4.5%、「6級」が311人で10.1%です。

図表 身体障害者手帳交付状況 (人、%)

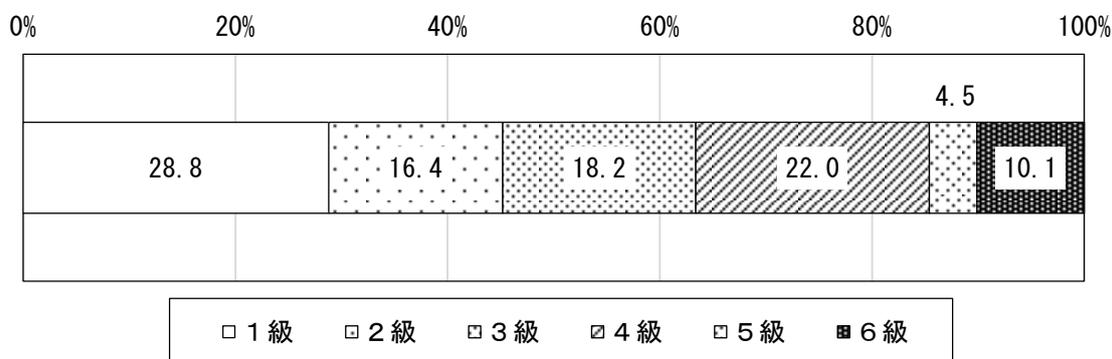
	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・言 語・そし やく機能	肢体 不自由	内部障が い	合計	%
1級	51	6	0	317	513	887	28.8
2級	47	59	6	393	1	506	16.4
3級	9	38	15	435	64	561	18.2
4級	12	83	14	472	96	677	22.0
5級	17	1	0	120	0	138	4.5
6級	15	209	0	87	0	311	10.1
合計	151	396	35	1,824	674	3,080	100
%	4.9	12.9	1.1	59.2	21.9	100	

※平成26年4月1日現在

障がい別の状況



等級別の状況



また、最近の動向をみると、平成22年度の3,078人から平成25年度の3,080人とほぼ横ばいで推移しています。

図表 身体障害者手帳所持状況の推移

(人)

	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・言 語・そし やく機能	肢体 不自由	内部障が い	合計
平成20年度	196	441	38	1,845	684	3,204
平成21年度	192	437	40	1,858	710	3,237
平成22年度	182	407	38	1,630	821	3,078
平成23年度	178	406	38	1,803	670	3,095
平成24年度	163	401	38	1,809	665	3,076
平成25年度	151	396	35	1,824	674	3,080

※各年度末

(2) 知的障がい者（児）の状況

本市の療育手帳所持者は、平成26年4月1日現在で474人であり、判定別に見ると「A（重度）」が191人で40.3%、「B（中度・軽度）」が283人で59.7%となっています。

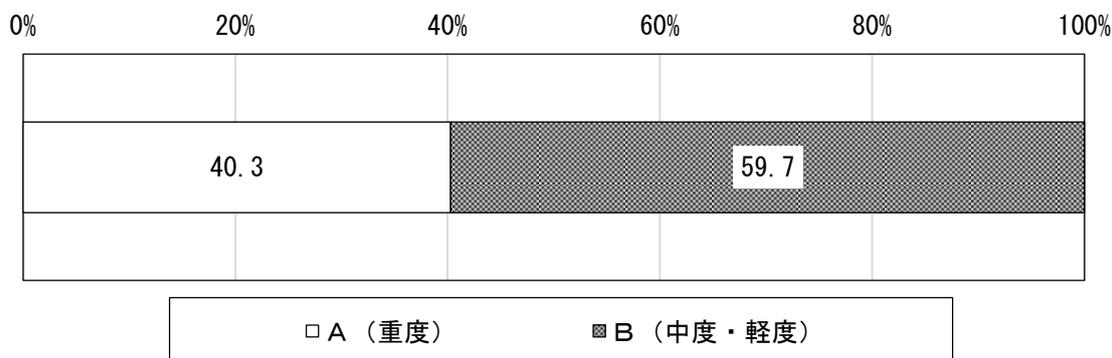
年齢別では、「18歳未満」が62人で13.1%、「18歳以上」が412人で86.9%です。

図表 療育手帳交付状況 (人、%)

	18歳未満	18歳以上	合計	%
A（重度）	27	164	191	40.3
B（中度・軽度）	35	248	283	59.7
合計	62	412	474	100
%	13.1	86.9	100	

※平成26年4月1日現在

判定別の状況



また、最近の動向をみると、平成24年度まで増加傾向となっていました。平成25年度末には474人とやや減少となりました。

図表 療育手帳交付状況の推移 (人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	72	71	67	65	64	62
18歳以上	373	384	394	404	416	412
合計	445	455	461	469	480	474

※各年度末

(3) 精神障がい者（児）の状況

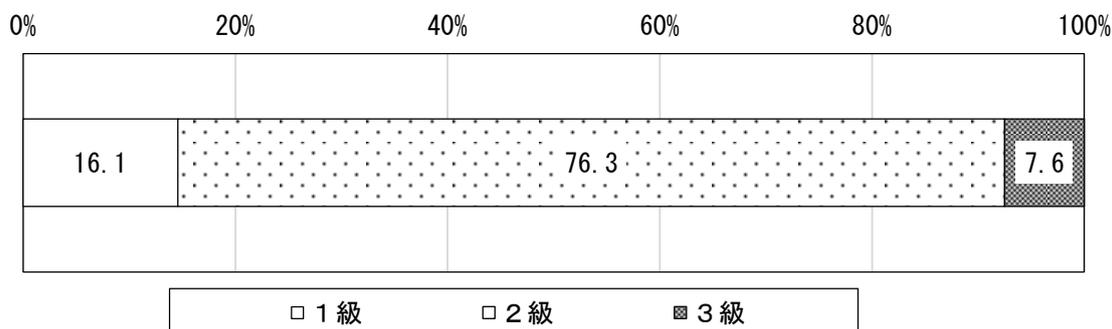
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成26年4月1日現在で329人であり、等級別に見ると「1級」が53人で16.1%、「2級」が251人で76.3%、「3級」が25人で7.6%を占めています。

図表 精神障害者保健福祉手帳交付状況 (人、%)

	1級	2級	3級	合計	%
男性	33	135	15	183	55.6
女性	20	116	10	146	44.4
合計	53	251	25	329	100
%	16.1	76.3	7.6	100	

※平成26年4月1日現在

等級別の状況



最近の動向をみると、増加傾向が続いており、平成25年度末には329人となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳交付状況の推移 (人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	38	44	50	51	51	53
2級	190	224	235	246	246	251
3級	20	28	28	27	27	25
合計	248	296	313	324	324	329

※各年度末

2 アンケート調査結果にみる障がい者等の現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

市では、第4期村上市障がい福祉計画策定にあたり、市内の障がい者に対し、その生活実態を明らかにするとともに、障がい福祉サービスの利用希望など策定にあたる基礎データの入手・分析を行うとともに、障がい者をめぐる本市における課題の抽出等を目的としています。

② 調査方法

本調査は、障がい者の各手帳所持者を対象として、調査期間は、平成26年9月8日～9月19日まで実施しました。調査票の配布・回収方法は次のとおりです。

また、回収率については、配布数400票に対し、回収した調査票は276票で、有効回収率は69.0%となりました。

調査方法

調査名	村上市第4期障がい福祉計画策定アンケート調査
調査対象者	市内の障がい者
母数	平成26年8月1日現在の各種障害者手帳 身体障害者手帳所持者3,085人、療育手帳所持者479人、精神障害者保健福祉手帳所持者339人
調査件数	身体障害者手帳所持者のうち200件、療育手帳所持者のうち100件、精神障害者保健福祉手帳所持者のうち100件
抽出方法	層化無作為抽出法
調査方法	郵送法

(2) 調査結果

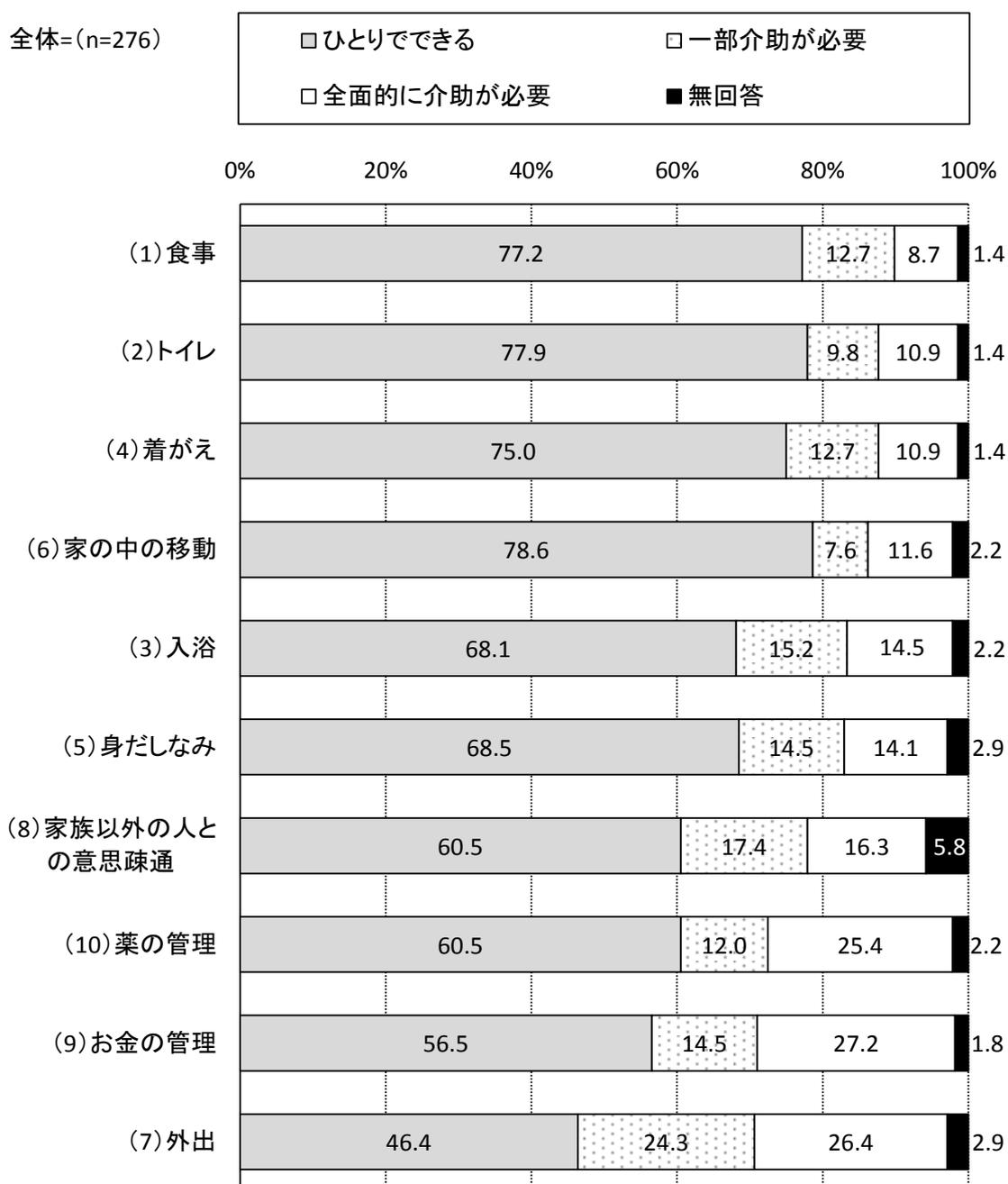
① 同居者

同居者は、「父母・祖父母・兄弟」が33.7%と最も多く、「配偶者」が29.3%、「子ども」が22.8%、「いない」が24.3%、「その他」が7.6%となっています。

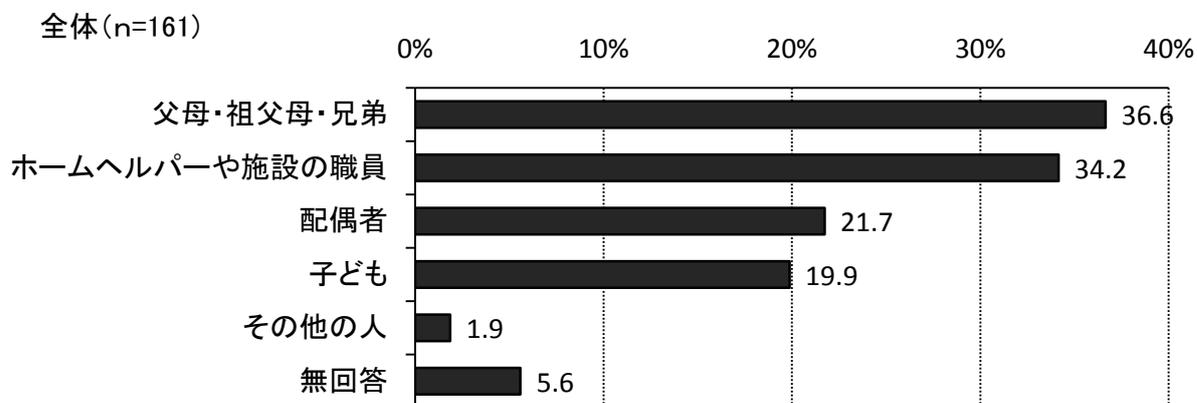
② 日常生活

グラフは、「ひとりでできる」と「一部介助が必要」をあわせた回答の高い順に並べてあります。その結果、食事、トイレ、着替えなどで高く、外出、お金の管理、薬の管理、家族以外の人との意思疎通で低くなっています。

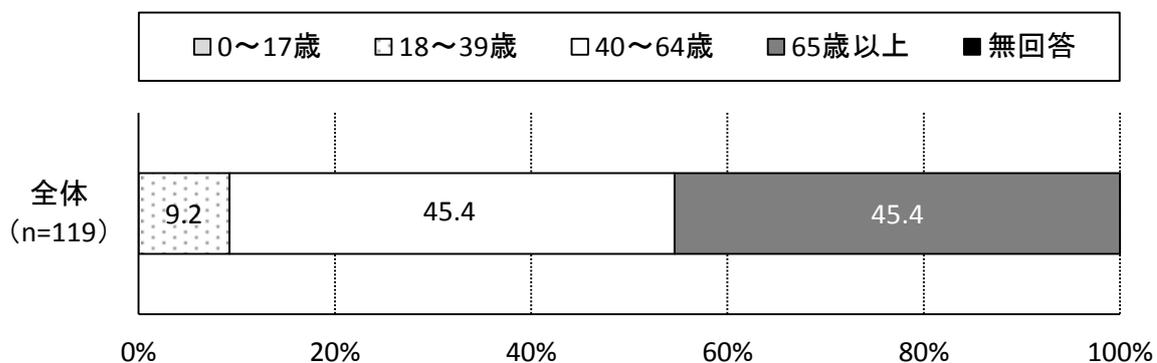
全面的に介助が必要な人をみると、お金の管理が27.2%、外出が26.4%、薬の管理が25.4%、家族以外の人との意思疎通が16.3%などとなっています。



日常、介助している人は、「父母・祖父母・兄弟」が36.6%と最も多く、次いで、「ホームヘルパーや施設の職員」が34.2%、「配偶者」が21.7%、「子ども」が19.9%、「その他の人」が1.9%となっています。



また、主な介助者の年齢は、「18～39歳」が9.2%、「40～64歳」と「65歳以上」が同率で45.4%となっています。
「0～17歳」はいませんでした。



④ 難病と発達障がい

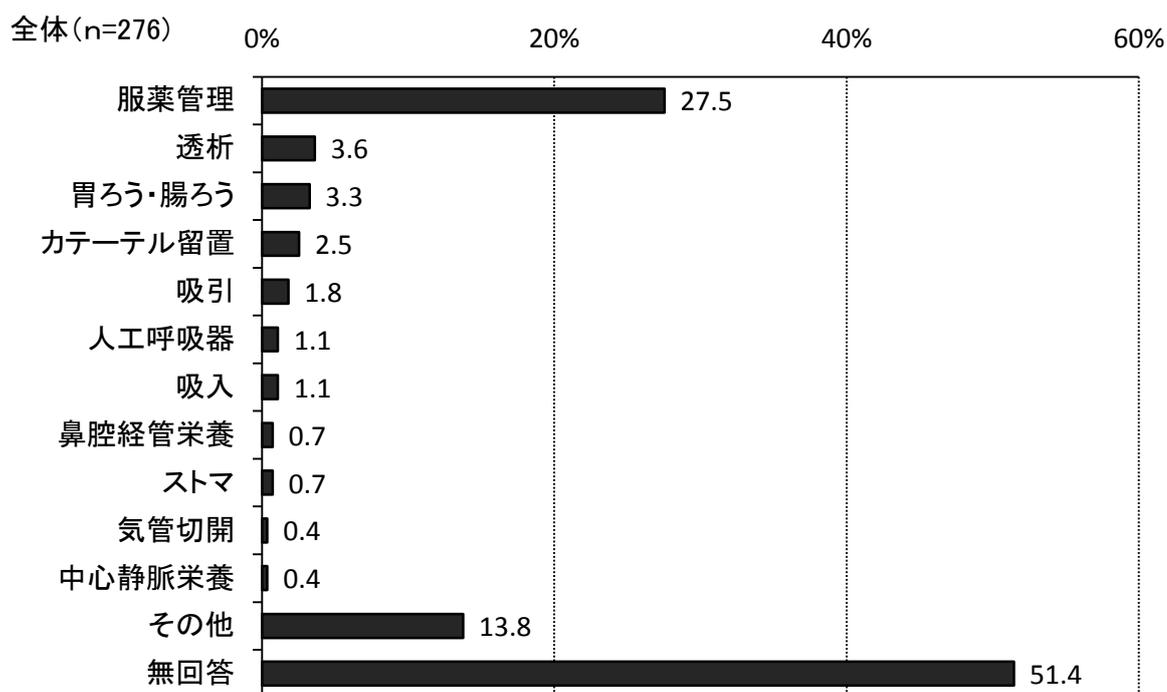
難病の認定は、「受けている」が 5.8%、「受けていない」が 77.2% となっています。

また、発達障害の診断は、「受けている」が 9.8%、「受けていない」が 77.2% となっています。

高次脳機能障害の診断は、「受けている」が 4.3%、「受けていない」が 83.3% となっています。

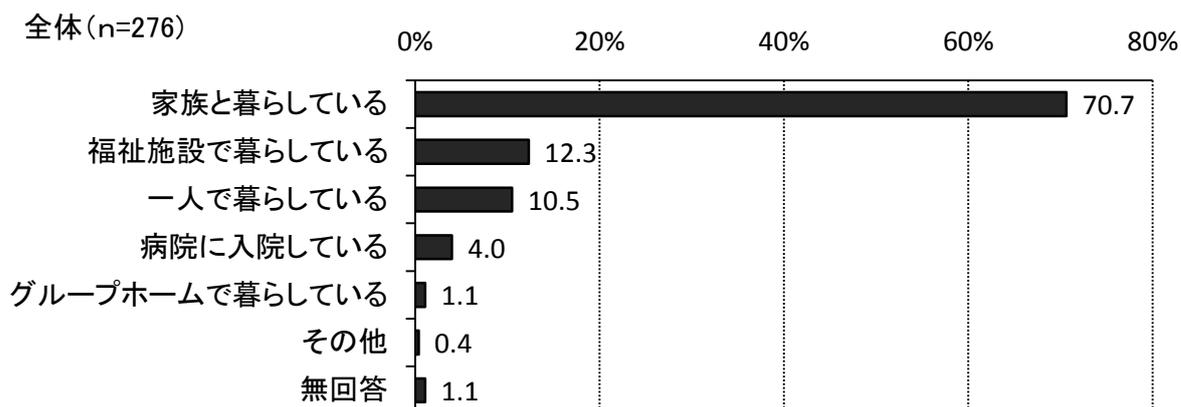
⑤ 医療ケア

現在受けている医療ケアは、「服薬管理」が突出して多く 27.5%、次いで「透析」が 3.6%、「胃ろう・腸ろう」が 3.3%、「カテーテル留置」が 2.5%、「吸引」が 1.8%、「人工呼吸器」と「吸入」が同率で 1.1%、以下は 1%未満という結果となりました。

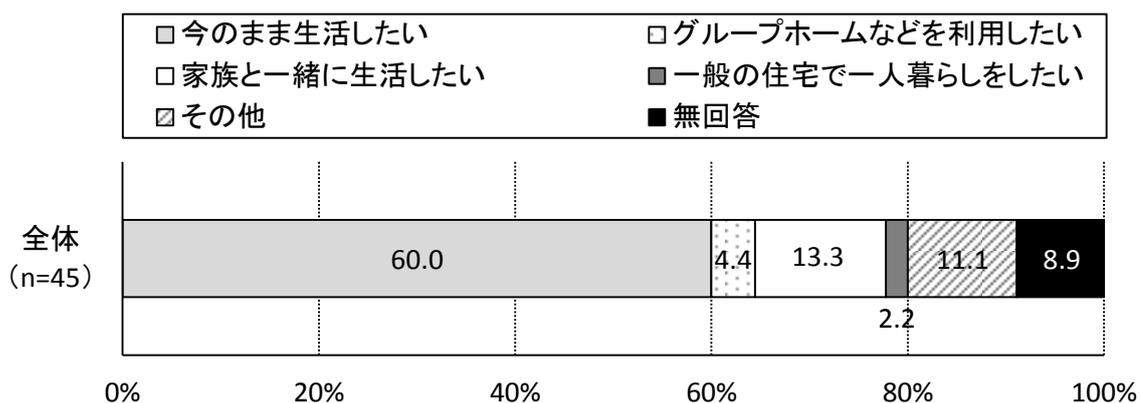


⑥ 住まいや暮らし

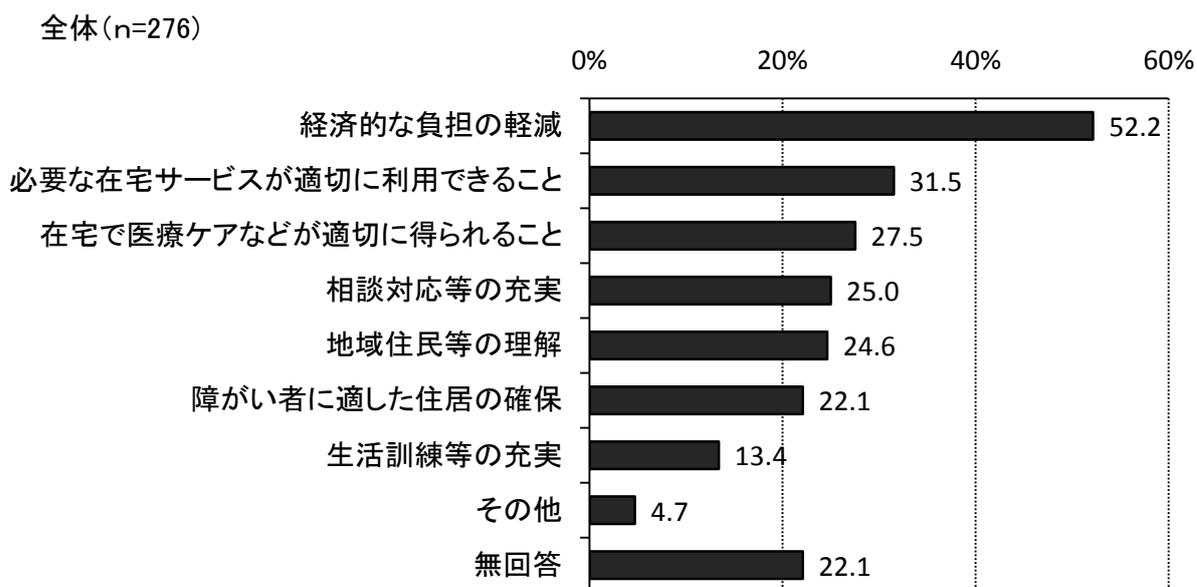
現在の暮らしについて、「家族と暮らしている」が突出して多く70.7%、次いで「福祉施設で暮らしている」が12.3%、「一人で暮らしている」が10.5%、「病院に入院している」が4.0%、「グループホームで暮らしている」が1.1%、「その他」が0.4%となっています。



将来の生活について、「今のまま生活したい」が60.0%、「グループホームなどを利用したい」が4.4%、「家族と一緒に生活したい」が13.3%、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が2.2%、「その他」が11.1%となっています。

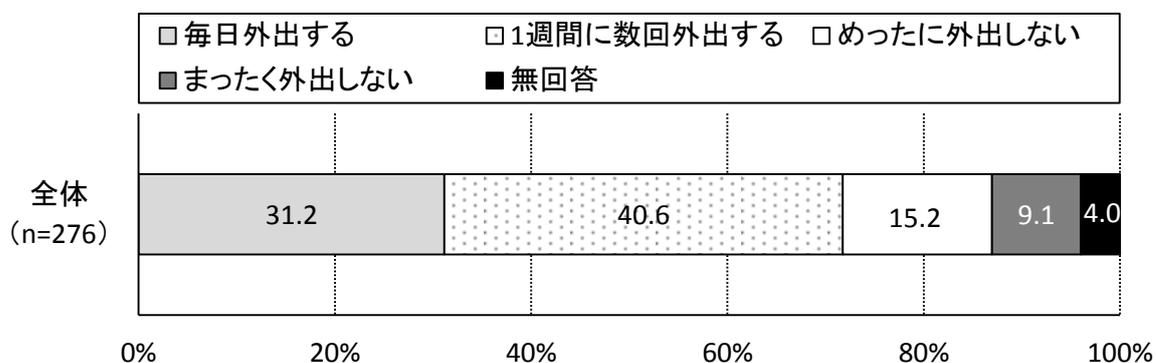


地域で生活するためにあればよいと思う支援について、「経済的な負担の軽減」が最も多く 52.2%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 31.5%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が 27.5%、「相談対応等の充実」が 25.0%、「地域住民等の理解」が 24.6%、「障がい者に適した住居の確保」が 22.1%、「生活訓練等の充実」が 13.4%、「その他」が 4.7%となっています。

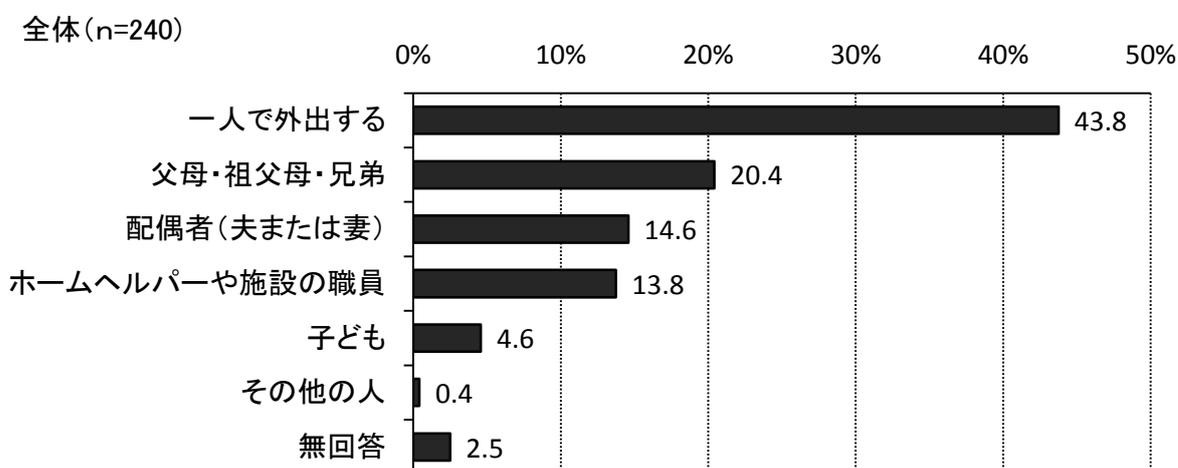


⑦ 日中活動と外出

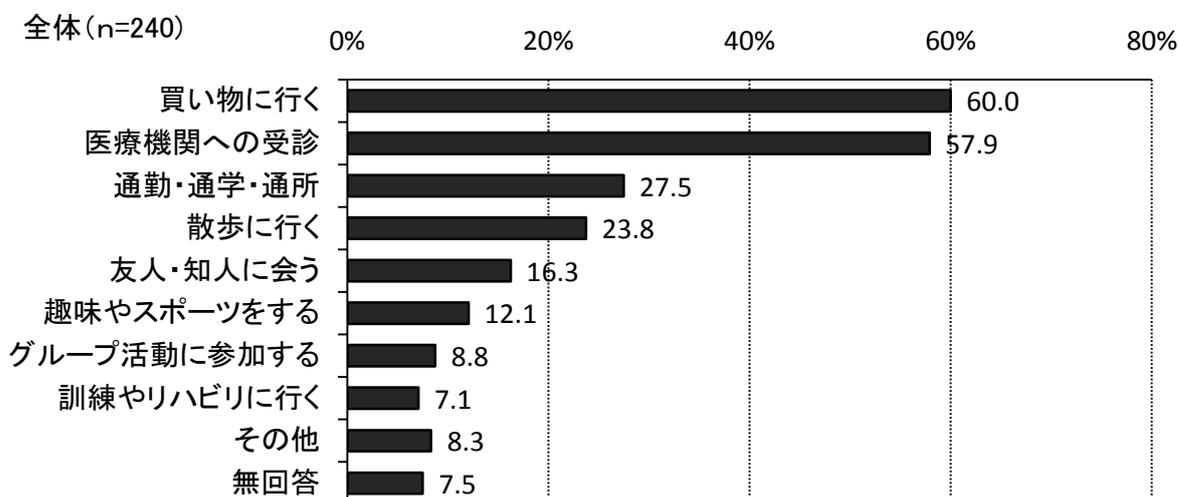
外出の頻度について、「毎日外出する」が 31.2%、「1 週間に数回外出する」が 40.6%、「めったに外出しない」が 15.2%、「まったく外出しない」が 9.1%となっています。



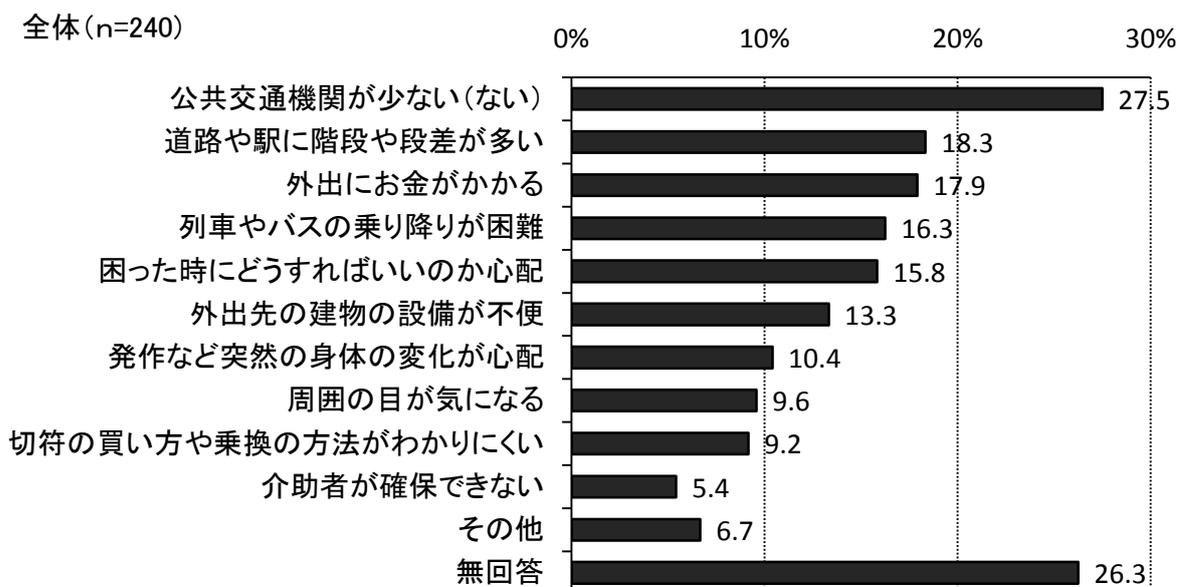
また、外出する際の主な同伴者は、「一人で外出する」が最も多く 43.8%、「父母・祖父母・兄弟」が 20.4%、「配偶者」が 14.6%、「ホームヘルパーや施設の職員」が 13.8%、「子ども」が 4.6%、「その他の人」が 0.4%となっています。



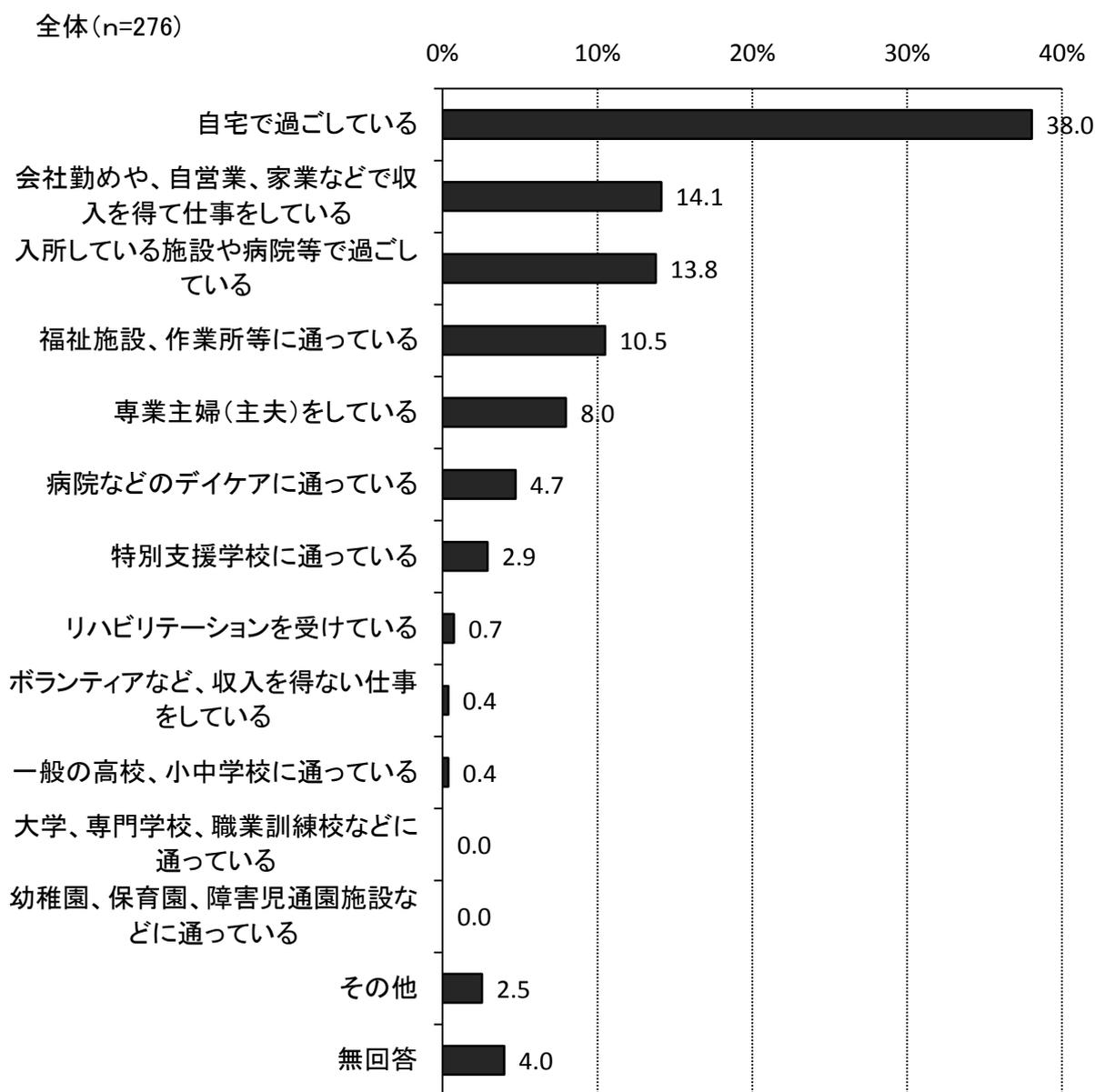
外出する目的は、「買い物に行く」が60.0%で最も多く、次いで「医療機関への受診」が57.9%、「通勤・通学・通所」が27.5%、「散歩に行く」が23.8%、「友人・知人に会う」が16.3%などとなっています。



外出する時に困ることは、「公共交通機関が少ない」が27.5%で最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が18.3%、「外出にお金がかかる」が17.9%、「列車やバスの乗り降りが困難」が16.3%、「困った時にどうすればいいのか心配」が15.8%、「外出先の建物の設備が不便」が13.3%などとなっています。

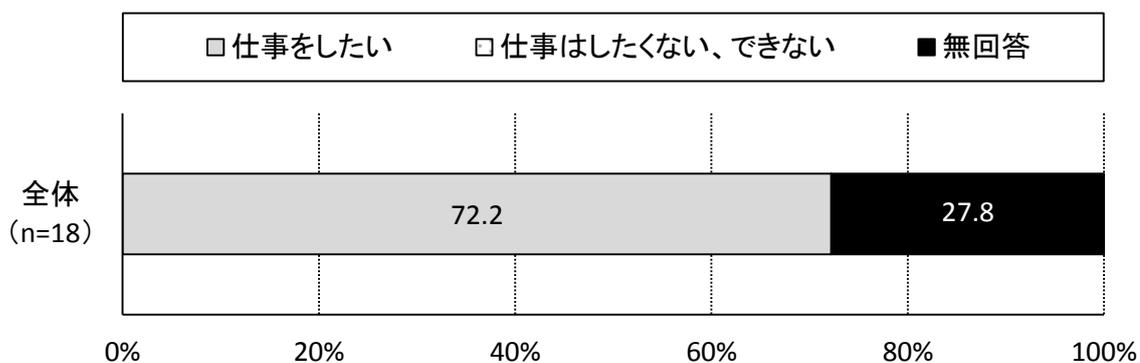


平日の過ごし方としては、「自宅で過ごしている」が突出して多く38.0%、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が14.1%、「入所している施設や病院等で過ごしている」が13.8%、「福祉施設、作業所等に通っている」が10.5%、「専業主婦（主夫）をしている」が8.0%、「病院などのデイケアに通っている」が4.7%、「特別支援学校に通っている」2.9%などとなっています。



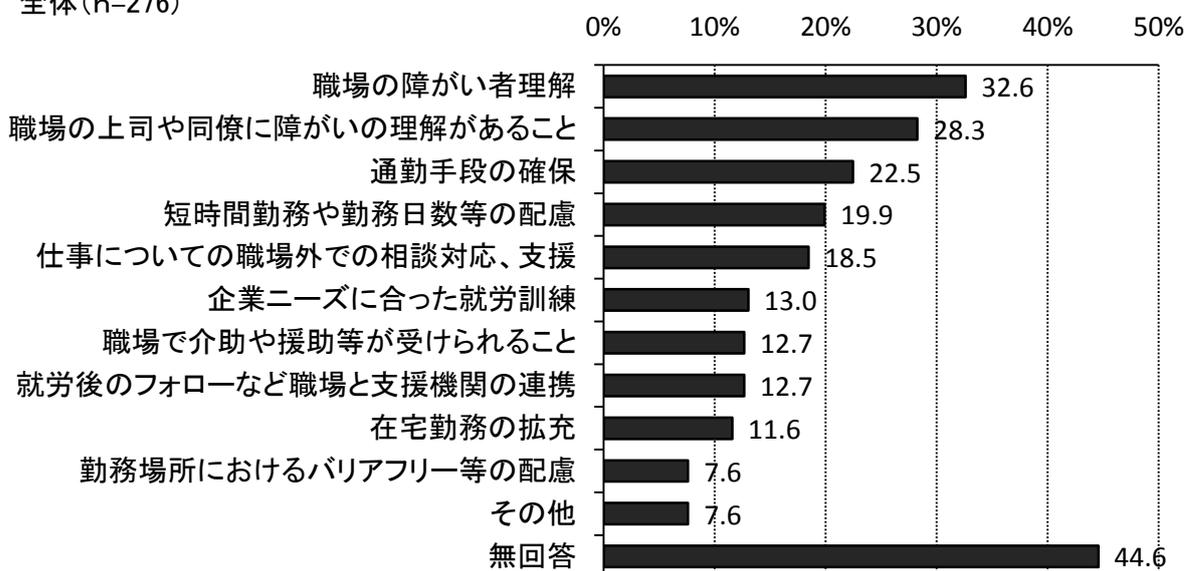
⑧ 就労

収入を得る仕事をしたいかについては、「仕事をしたい」が72.2%で、「仕事はしたくない、できない」は回答がありませんでした。



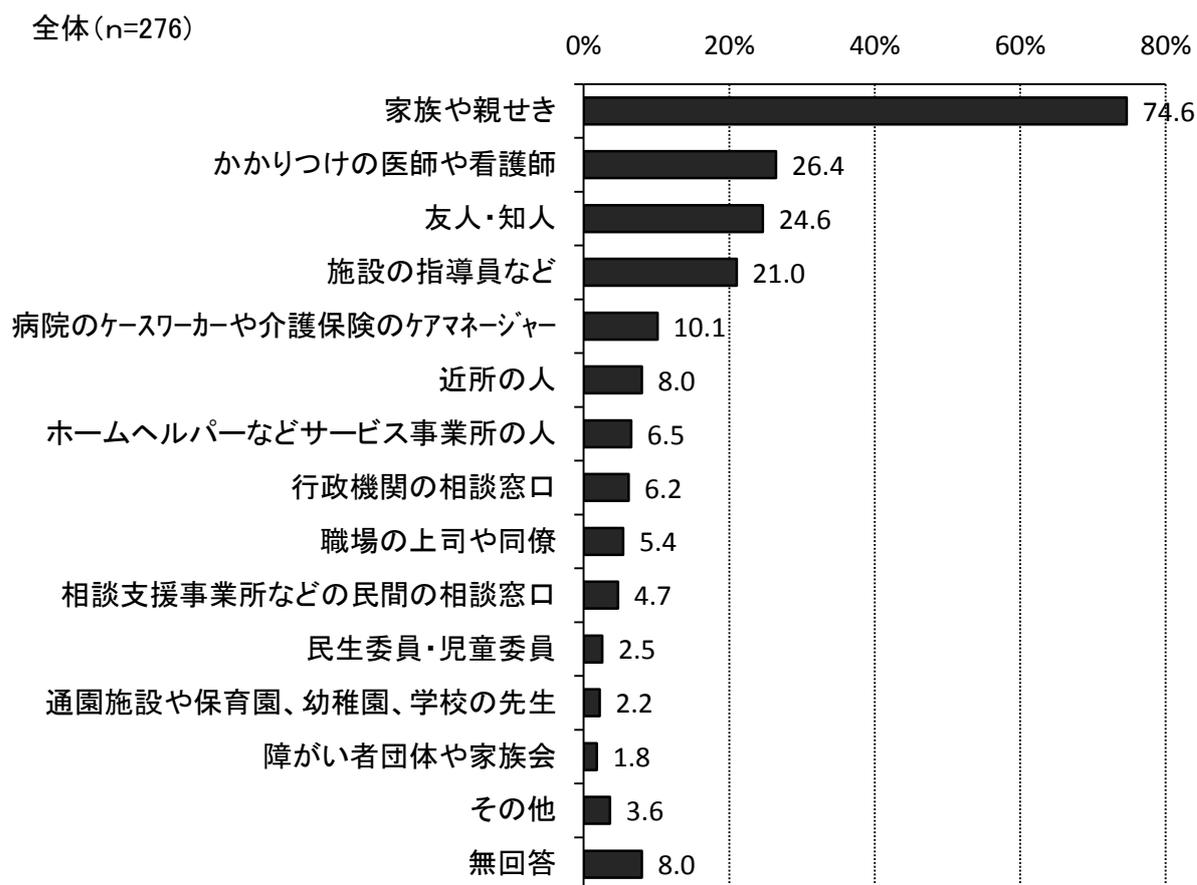
就労支援として必要だと思うことは、「職場の障がい者理解」が最も多く 32.6%、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 28.3%、「通勤手段の確保」が 22.5%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 19.9%、「仕事についての職場外での相談対応、支援」が 18.5% などとなっています。

全体 (n=276)

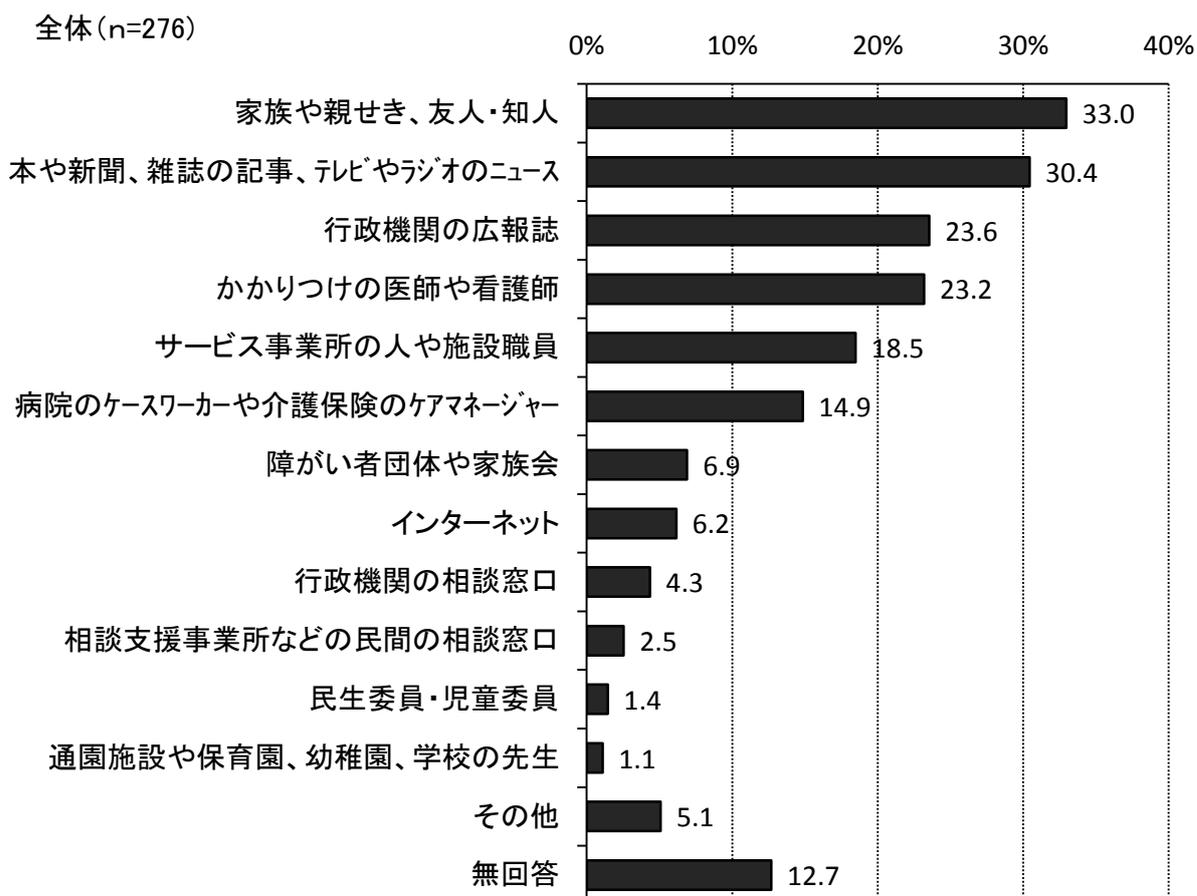


⑨ 相談相手と情報

相談相手は、「家族や親せき」が突出して多く74.6%、次いで「かかりつけの医師や看護師」が26.4%、「友人・知人」が24.6%、「施設の指導員など」が21.0%、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー」が10.1%、「近所の人」が8.0%などとなっています。



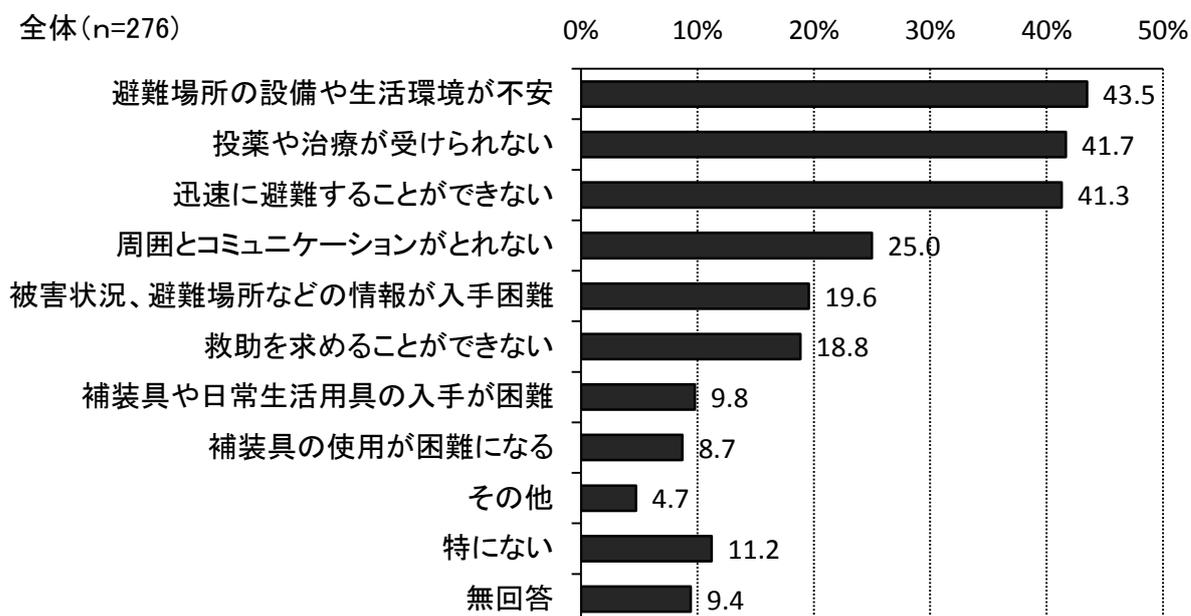
情報の入手先は、「家族や親せき、友人・知人」が最も多く 33.0%、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 30.4%、「行政機関の広報誌」が 23.6%、「かかりつけの医師や看護師」が 23.2%、「サービス事業所の人や施設職員」が 18.5%、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー」が 14.9%などとなっています。



⑩ 災害時に困ること

災害時に困ることは、「避難場所の設備や生活環境が不安」が最も多く 43.5%、次いで「投薬や治療が受けられない」が 41.7%、「迅速に避難することができない」が 41.3%などとなっています。

障がい区分別にみると、身体障がい者と知的障がい者では「迅速に避難することができない」が最も多く、精神障がい者では「投薬や治療が受けられない」が最も多い結果となりました。



第3章 第3期における数値目標に対する実績

第3章 第3期計画における数値目標に対する実績

1 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域移行者は目標の28人に対し平成26年度末実績見込みは10人となりました。

図表 施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数値	実績	備考
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	109人	—	平成17年10月1日の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	92人	99人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込み(A-B)	17人	10人	差引減少見込み数
	15.6%	9.2%	
【目標値】地域生活移行者数	28人	10人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
	25.7%	9.2%	

2 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行については目標の4人に対し平成26年度末実績見込みは1人となりました。

図表 福祉施設から一般就労への移行目標

項目	数値	実績	備考
平成17年度の一般就労移行者数	0人	—	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	4人	1人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	4倍	1倍	

(2) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者については目標の24人に対し平成26年度末実績見込みは12人となりました。

図表 就労移行支援事業の利用者数の移行目標

項目	数 値	実績	備 考
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	335 人	348 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】目標年度の 就労移行支援事業の利用者 数	24 人	12 人	平成 26 年度末において就労移行 支援事業を利用する者の数
	7.2 %	3.4%	

(3) 就労継続支援事業の利用者の割合

就労継続支援事業の利用者についてはA型とB型の合計で目標の122人に対し平成26年度末実績見込みは140人となりました。

図表 就労継続支援事業の利用者数の移行目標

項目	数 値	実績	備 考
平成 26 年度末の就労継続支援 (A型) 事業の利用者 (A)	1 人	1 人	平成 26 年度末において就労 継続支援 (A型) 事業を利用 する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援 (B型) 事業の利用者	121 人	139 人	平成 26 年度末において就労 継続支援 (B型) 事業を利用 する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援 (A型+B型) 事業の利用者 (B)	122 人	140 人	平成 26 年度末において就労 継続支援 (A型+B型) 事業 を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労継 続支援 (A型) 事業の利用者 の割合 (A) / (B)	0.8 %	0.7%	平成 26 年度末において就労 継続支援事業を利用する者 のうち、就労継続支援(A型) 事業を利用する者の割合

3 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

居宅介護は、平成26年度では人数が32人で、時間数では373時間となっており、人数はほぼ見込み値どおりとなりました。

行動援護については、特に重度の障がい者を対象としていることから、対象者数が少なく、しかも、在宅サービスより施設サービスの利用が多いことから、利用はわずかとなりました。

また、重度訪問介護、重度障害者等包括支援についても同様の理由から利用はありませんでした。

図表 訪問系サービスの第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	見込量	時間	351	377	403
		人数	27	29	31
	実績	時間	355	357	373
		人数	29	31	32
重度訪問介護	見込量	時間	100	100	100
		人数	1	1	1
	実績	時間	0	0	0
		人数	0	0	0
行動援護	見込量	時間	7	7	7
		人数	1	1	1
	実績	時間	6	4	2
		人数	1	1	1
重度障害者等包括支援	見込量	時間	0	0	0
		人数	0	0	0
	実績	時間	0	0	0
		人数	0	0	0
同行援護	見込量	時間	60	80	100
		人数	3	4	5
	実績	時間	21	25	31
		人数	2	3	5

※1か月あたり延べ量。平成26年度は見込値

(2) 日中活動系サービス

新しいサービス体系への移行により生活介護においては、平成24年度はほぼ見込みどおりの利用となりました。

療養介護は、重度障がい者を対象としており、利用者は少ないとみられましたが、平成26年度は11人の利用となりました。

短期入所では見込みを超える利用がみられました。

自立訓練のうち機能訓練は、市内に機能訓練施設がありませんが、毎年1～3人の利用がありました。生活訓練は、利用が減少しています。

就労関係のサービスでは、就労移行支援は利用者は第2期では伸びていましたが、第3期では横ばいに転じています。就労継続支援はA型は、市内に施設がなく、利用は平成26年度に1人となりました。B型は、当初の見込みを超えての利用実績となっています。

図表 日中活動系サービスの第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	見込量	人日分	2,600	2,700	2,800
		人分	130	135	140
	実績	人日分	2,683	2,357	2,641
		人分	139	139	141
療養介護	見込量	人分	9	9	9
	実績	人分	9	11	11
短期入所	見込量	人日分	200	200	200
		人分	20	20	20
	実績	人日分	193	212	272
		人分	24	29	26
自立訓練 (機能訓練)	見込量	人日分	0	22	22
		人分	0	1	1
	実績	人日分	37	60	15
		人分	2	3	1

※人日分：1か月あたり延べ量、人分：1か月あたり実量。平成26年度は見込値

図表 日中活動系サービスの第3期計画における見込量と実績（つづき）

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練 (生活訓練)	見込量	人日分	968	1,012	1,056
		人分	44	46	48
	実績	人日分	1,190	967	779
		人分	49	46	38
就労移行支援	見込量	人日分	396	462	528
		人分	18	21	24
	実績	人日分	228	208	225
		人分	13	13	13
就労継続支援 (A型)	見込量	人日分	22	22	22
		人分	1	1	1
	実績	人日分	0	0	8
		人分	0	0	1
就労継続支援 (B型)	見込量	人日分	2,310	2,464	2,662
		人分	105	112	121
	実績	人日分	2,494	2,431	2,563
		人分	123	122	126

※人日分：1か月あたり延べ量、人分：1か月あたり実量。平成26年度は見込値

(3) 居住系サービス

居住系サービスの利用状況は、共同生活介護及び共同生活援助は、利用が増えており、平成26年度は27人となりました。

施設入所支援は、地域生活への移行を数値目標として示しており、減少傾向となっており、平成26年度は99人となっています。

図表 居住系サービスの第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	人	20	26	28
	実績	人	25	23	27
施設入所支援	見込量	人	99	92	92
	実績	人	105	100	99

※1か月あたり実量。平成26年度は見込値。平成24年度と25年度は共同生活介護（ケアホーム）を含む。

(4) 指定相談支援サービス

計画相談支援によるサービス等利用計画の作成件数は本サービスの対象となる利用者が少なく、見込みを下回っています。

また、地域移行支援と地域定着支援はほぼ、見込みどおりの利用となりました。

図表 指定相談支援サービスの第3期計画における見込量と実績 (月間)

サービス名	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	見込量	人	14	100	130
	実績	人	9	34	76
地域移行支援	見込量	人	1	1	1
	実績	人	1	1	1
地域定着支援	見込量	人	1	1	1
	実績	人	0	1	2

※月平均利用人数。平成26年度は見込値

4 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

① 相談支援

相談支援事業の実施箇所数は、当初の見込みどおり2箇所となっています。

また、一般的な相談支援に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（精神保健福祉士等）を配置する市町村相談支援事業機能強化事業についても、当初の見込みどおり実施しています。

図表 相談支援の第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
相談支援事業	見込量	箇所	2	2	2
	実績	箇所	2	2	2
市町村相談支援事業機能強化事業	見込量	実施の有無	有	有	有
	実績	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター	見込量	実施の有無	無	有	有
	実績	実施の有無	無	無	無

② 地域自立支援協議会の設置

本市では地域自立支援協議会を設置しています。

図表 地域自立支援協議会の第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域自立支援協議会	見込量	実施の有無	有	有	有
	実績	実施の有無	有	有	有

③ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業について実施しています。

図表 成年後見制度利用支援事業の第3期計画における見込量と実績

サービス名	区分	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
成年後見制度利用 支援事業	見込量	実施の有無	有	有	有
	実績	実施の有無	有	有	有

(2) コミュニケーション支援事業

手話通訳者設置事業は平成23年度から手話通訳者1人を募集しましたが、設置はできませんでした。手話通訳者・手話奉仕員、要約筆記者派遣事業は毎年7人の利用者がみられます。

図表 コミュニケーション支援事業の第3期計画における見込量と実績 (年間)

サービス名	区分	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
手話通訳者設置事業	見込量	人	1	1	1
	実績	人	0	0	0
手話通訳者・手話奉仕員、 要約筆記者派遣事業	見込量	人	9	10	10
	実績	人	7	7	7

(3) 日常生活用具給付等事業

各事業とも概ね見込みどおりの利用となりましたが、排せつ管理支援用具ではやや下回りました。

図表 日常生活用具給付等事業の第3期計画における見込量と実績 (年間)

サービス名	区分	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護訓練支援用具	見込量	件	2	3	4
	実績	件	5	4	5
自立生活支援用具	見込量	件	7	8	9
	実績	件	4	10	8
在宅療養等支援用具	見込量	件	9	10	11
	実績	件	9	16	12

図表 日常生活用具給付等事業の第3期計画における見込量と実績つづき(年間)

サービス名	区分	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
情報・意思疎通支援用具	見込量	件	8	9	10
	実績	件	6	9	11
排せつ管理支援用具	見込量	件	1,327	1,393	1,463
	実績	件	1,194	1,246	1,230
住宅改修費	見込量	件	2	2	2
	実績	件	3	3	3

(4) 移動支援事業

移動支援事業の利用人数と利用時間はやや少なめとなりました。

図表 移動支援事業の第3期計画における見込量と実績 (年間)

サービス名	区分	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
移動支援事業	見込量	人	6	7	8
	実績	人	7	6	5
	見込量	時間	380	440	500
	実績	時間	183	124	158

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター基礎的事業所は市内1箇所、基礎的事業及び機能強化事業事業所は市内3箇所、市外1箇所となっています。支給決定者は、当初の見込みより多くなっています。

図表 地域活動支援センター事業の第3期計画における見込量と実績 (年間)

サービス名	区分	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
基礎的事業 (市内事業所)	見込量	箇所	1	1	1
	実績	箇所	1	1	1
	見込量	人	20	20	20
	実績	人	30	29	28
基礎的事業 及び機能強化事業 (市内事業所)	見込量	箇所	3	3	3
	実績	箇所	3	3	3
	見込量	人	187	192	197
	実績	人	189	166	156
基礎的事業 及び機能強化事業 (市外事業所)	見込量	箇所	1	1	1
	実績	箇所	1	1	1
	見込量	人	3	3	3
	実績	人	22	24	24

(6) その他事業

① 訪問入浴サービス事業

平成26年度の訪問入浴サービス事業の実施箇所は2箇所となっており、利用者は6人となっています。

図表 訪問入浴サービス事業の第3期計画における見込量と実績 (年間)

サービス名	区分	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問入浴サービス 事業	見込量	箇所	2	2	2
	実績	箇所	2	2	2
	見込量	人	3	3	3
	実績	人	4	5	6

② 日中一時支援事業

日中一時支援事業の利用者は平成26年度で440人日分の利用がありました。

図表 日中一時支援事業の第3期計画における見込量と実績 (月間)

サービス名	区分	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
日中一時支援事業	見込量	人日分	3,000	3,000	3,000
	実績	人日分	2,819	3,014	3,248
	見込量	人	600	600	600
	実績	人	377	453	440

③ 手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成事業

手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成事業では、平成24年度から26年度にかけて、毎年1講座を実施しました。

図表 手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成事業の第3期計画における見込量と実績 (年間)

サービス名	区分	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成事業	見込量	講座	1	1	1
	実績	講座	1	1	1

④ 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

自動車運転免許取得助成事業の利用者は平成24年度に1人の利用がありました。自動車改造助成事業は年間5件の見込みに対し、2～3件の利用がありました。

図表 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業の第3期計画における見込量と実績 (年間)

サービス名	区分	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
自動車運転免許取得助成事業	見込量	件	2	2	2
	実績	件	1	0	0
自動車改造助成事業	見込量	件	5	5	5
	実績	件	3	2	2

第4章 第4期の成果目標

第4章 第4期の成果目標

1 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針に従って施設入所者の地域生活への移行目標を定めると以下の図表のとおりとなります。本市においては、地域生活移行に係る施設入所者の削減数は4人を目標とし、地域生活移行者数は12人を目標とします。

○基本指針：平成29年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。
ア 平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
イ 平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数値	備考
平成25年度末時点の入所者数 (A)	99人	平成25年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	95人	平成29年度末時点の利用人員
【目標値】入所者数削減見込み ($C = A - B$) 削減率($\text{イ} = C / A \times 100$)	4人 4.0%	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数 (D) 地域移行率 ($\text{ア} = D / A \times 100$)	12人 12.1%	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

(2) 地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点を整備します。

○基本指針：平成29年度末までに、各市町村又は各障がい福祉圏域に少なくとも1つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。
--

図表 地域生活支援拠点の整備

項目	整備の有無
平成29年度末時点での地域生活支援拠点	有

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行として2人を目標とします。

○基本指針：福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定する。
 目標の設定にあたっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 福祉施設から一般就労への移行目標

項目	数値	備考
平成24年度の一般就労移行者数 (A)	1人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	2人 2倍	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

② 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数は、福祉施設利用者の61%増の21人を目標とします。

○基本指針：平成29年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成25年度末の利用者数の6割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 就労移行支援事業の利用者数の目標

項目	数値	備考
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数 (A)	13人	平成25年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数 (B = A × 1.6)	21人 161.5%	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

③ 就労移行率の3割以上の事業所の割合

市内の就労移行支援事業所のうち、就業移行率を30%以上とする事業所の割合を5割以上とすることとし、1事業所を見込みます。

○基本指針：平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 就労移行率の3割以上の事業所の割合の目標

項目	数値	備考
平成29年度末の就労移行支援事業所の数 (A)	1箇所	平成29年度末における就労移行支援事業所の数
平成29年度末の就労移行率3割以上の事業所の数 (B)	1箇所	平成29年度末において就労移行率3割以上の事業所の数
【目標値】目標年度の就労移行率3割以上の事業所の割合 (B/A)	100.0%	平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合

2 障がい福祉サービスの見込量（活動指標）

（1）訪問系サービス

① サービスの内容

居宅生活を支援する訪問系サービスには、「介護給付」として実施される居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。各サービス内容は次のとおりです。

図表 訪問系サービスの事業内容

事業名	内容等
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴・排せつ・食事及び通院の介護等を行います。 対象者：障害支援区分1以上の人
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護が必要な人に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時の介護を行います。 対象者：障害支援区分4以上で所定の項目に該当する人
同行援護	視覚障がいのある人で、移動に著しい困難を有する人に対し、外出及び移動時における必要な視覚的情報の支援、移動、排せつ、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。 対象者：障害支援区分は用いず、支給対象者を特定するための独自の評価指標に該当する人
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上困難があり、常に介護が必要な人に、危険を回避するために必要な援護及び外出時における介護を行います。 対象者：障害支援区分3以上で所定の項目に該当する人
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人や知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する人につき、サービスを包括的に行います。 対象者：障害支援区分6で所定の項目に該当する人

② 数値目標

居宅介護については、平成29年度で36人の利用を見込み、月平均1人あたりの利用時間として12.5時間を見込むことにより、月総利用時間を450時間とします。

重度訪問介護、重度障害者等包括支援については、利用対象者がいなかったこと、また行動援護は1人であったことから、各1人の利用を見込みます。

同行援護は、平成29年度には8人で月80時間の利用を見込みます。

図表 訪問系サービスの数値目標

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護（ホームヘルプ）	時間	400	425	450
	人	32	34	36
重度訪問介護	時間	100	100	100
	人	1	1	1
同行援護	時間	60	70	80
	人	6	7	8
行動援護	時間	6	6	6
	人	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	150	150	150
	人	1	1	1

※各年度月平均利用分。

(2) 日中活動系サービス

① サービスの内容

日中活動を支援する日中活動系サービスには、「介護給付」として実施される生活介護、療養介護、短期入所と、「訓練等給付」として実施される自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型があります。各サービス内容は次のとおりです。

図表 日中活動系サービスの事業内容

事業名	内容等
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。障害支援区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上である人及び年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2（施設へ入所する場合は区分3）以上である人を対象とします。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分6の人及び筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人であって障害支援区分5以上の人を対象とします。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人に一定期間、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	適性に合った職場への就労等が見込まれる65歳未満の人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	雇用契約に基づく就労が可能であり、利用開始時に65歳未満である人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人に、雇用契約は結ばない就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

② 数値目標

生活介護については、平成29年度で利用人数を144人、利用日数を3,168人日分見込みます。

自立訓練の機能訓練については、市内にサービス提供施設はありませんが市外の施設と協力し、利用希望によって対応できる体制とし、平成29年度で利用人数を2人見込みます。自立訓練の生活訓練は、日中13人、夜間28人を見込みます。

就労関係のサービスでは、就労移行支援は平成29年度で21人を目標とし、就労継続支援A型を1人、就労継続支援B型を138人の利用を見込みます。

療養介護は、現在11人の利用となっており、引き続き11人の利用を見込みます。

短期入所は、平成29年度で31人の利用を見込みます

図表 日中活動系サービスの数値目標

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人日分	3,124	3,146	3,168
	人	142	143	144
療養介護	人	11	11	11
短期入所	人日分	348	360	372
	人	29	30	31
自立訓練（機能訓練）	人日分	44	44	44
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練・日中）	人日分	264	286	286
	人	12	13	13
自立訓練（生活訓練・夜間）	人日分	572	594	616
	人	26	27	28
就労移行支援	人日分	418	440	462
	人	19	20	21
就労継続支援A型	人日分	22	22	22
	人	1	1	1
就労継続支援B型	人日分	2,860	2,948	3,036
	人	130	134	138

※各年度月平均利用分。

(3) 居住系サービス

① サービスの内容

住まいの場となる居住系サービスには、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。各サービス内容は次のとおりです。

図表 居住系サービスの事業内容

事業名	内容等
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人が、夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 数値目標

共同生活援助は地域移行の促進により、平成29年度に33人の利用を見込みます。

施設入所支援は、逆に地域移行により、減少を見込み95人の利用者を目指します。

図表 居住系サービスの数値目標

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	28	31	33
施設入所支援	人	99	97	95

※各年度月平均利用分。

(4) 計画相談支援・地域相談支援

① サービスの内容

計画相談支援は、障がいのある人で自立支援給付事業（介護給付・訓練等給付）のサービスを利用する際、計画的な相談支援が必要な場合は、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画の作成や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整（サービスの利用のあっせんや調整、契約援助及びモニタリング）などの支援をします。

地域移行支援は、施設入所者及び入院中の精神に障がいのある人で、地域生活するための相談、住宅の確保、同行支援などの地域移行のための支援をします。

地域定着支援は、地域に移行した単身の障がいのある人や家族の支援を受けられない障がいのある人に、夜間を含めた支援体制を整備し、緊急時における相談等の支援をします。

② 数値目標

計画相談支援については、平成29年度で86人の利用を見込み、地域移行支援は4人、地域定着支援は4人を見込みます。

図表 計画相談支援の数値目標

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人	76	80	86
地域相談支援（地域移行支援）	人	2	3	4
地域相談支援（地域定着支援）	人	2	3	4

※各年度月平均利用分。

（5）障がい児支援（児童福祉法）

① サービスの内容

障害者総合支援法では、障がい児に対するサービスは在宅のもののみとなっています。国の指針では、通所支援や施設入所に係る事業について、児童福祉法による事業の目標を定めることとしています。

② 数値目標

児童発達支援、医療型児童発達支援は各1人を見込みます。また、放課後デイサービス、保育所等訪問支援を各1人見込みます。

図表 障がい児支援（児童福祉法）の事業内容

事業名	内容等
児童発達支援	<p>地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。</p> <p>福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。</p> <p>障がい児に対する通所施設は、以前は障がい種別ごとに分かれていましたが、複数の障がいに対応できるよう平成24年度より一元化が行われました。ただし、これまで同様に障がいの特性に応じたサービス提供も認められています。</p>
放課後等デイサービス	<p>主に6歳から18歳の障がいのある児童を対象として、放課後や夏休み等長期休業日に生活能力向上のための訓練および社会との交流促進等を継続的に提供する事業です。利用に際して療育手帳や身体障害者手帳は必須ではないため、学習障がい等の児童も利用しやすくなっています。法改正によって未就学児童は児童発達支援事業、学齢期児童は放課後等デイサービスに分かれ、障がいの種類にかかわらず利用できるようになりました。</p>
保育所等訪問支援	<p>障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。利用を希望する保護者が事業所に直接申し込むことも可能です。</p>
障害児相談支援	<p>障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。</p>

図表 障がい児支援の数値目標

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人日分	3	3	3
	人	1	1	1
児童発達支援センター	箇所	1	1	1
医療型児童発達支援	人日分	3	3	3
	人	1	1	1
児童発達支援センター	箇所	1	1	1
放課後等デイサービス	人日分	3	3	3
	人	1	1	1
保育所等訪問支援	人日分	3	3	3
	人	1	1	1
障害児相談支援	人	3	3	3

※各年度月平均利用分

3 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

① サービスの内容

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去に向け、地域住民の障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発の取り組みを実施します。

② 数値目標

理解促進研修・啓発事業は平成28年度より実施します。

図表 理解促進研修・啓発事業の数値目標

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有

(2) 自発的活動支援事業

① サービスの内容

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを行う団体等に対し、その活動を支援します。

② 数値目標

自発的活動支援事業は平成28年度より実施します。

図表 自発的活動支援事業の数値目標

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	有	有

(3) 相談支援事業

① サービスの内容

障がいのある人の福祉に関する諸般の問題につき、本人や保護者または介護者からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助や権利擁護のための支援、行政機関や専門機関の紹介及びケアマネジメント等の必要な情報の提供及び助言等を行います。

また、行政のほか、福祉・医療等関係機関と連携を図りながら障がい者本人や家族だけでは解決されない問題等について、障害支援区分や生活状況に応じた各種福祉サービスの利用に繋げるサポートを行います。

② 数値目標

相談支援事業の相談支援専門員は6人を見込みます。

図表 相談支援事業の数値目標

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい者相談支援事業 (基本相談)	人	6	6	6
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

① サービスの内容

知的障がいのある人または精神障がいのある人で、成年後見制度利用に対して必要と認められる場合、登記手数料・鑑定費用等の費用の一部若しくは全部を助成します。

② 数値目標

成年後見制度利用支援事業は継続して実施し、利用促進を目指した広報活動や相談等を強化します。利用は毎年1人を見込みます。

図表 成年後見制度利用支援事業の数値目標

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

① サービスの内容

知的障がいのある人または精神障がいのある人で、成年後見制度を利用する場合で、法的に権限を与えられた法人を利用する場合にこれを支援します。

② 数値目標

成年後見制度法人後見支援事業の実施予定はありません。

図表 成年後見制度法人後見支援事業の数値目標

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

(6) 意思疎通支援事業

① サービスの内容

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。派遣に関わる部分の利用者負担はありません。

② 数値目標

市役所では聴覚障がいのある人等が来庁した際のコミュニケーション支援を行う手話通訳者を設置します。計画期間の手話通訳者設置事業は引き続き1人とします。

手話通訳者・手話奉仕員、要約筆記者派遣事業は、手話通訳者の活用を図ることとし、過去の実績をもとにして、平成29年度までの実派遣人数を15人と見込みます。

図表 意思疎通支援事業の数値目標

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・手話奉仕員、要約筆記者派遣事業	実派遣人数	10	15	15
	派遣見込み延べ人数	60	70	70
手話通訳者設置事業	実設置見込み人数	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

① サービスの内容

重度障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るために、自立生活支援用具等の要件を満たす用具を給付します。

② 数値目標

日常生活用具給付等事業の目標値を現在の利用状況から求めた数値で見込みます。平成29年度には、介護・訓練支援用具を7件、自立生活支援用具を11件、在宅療養等支援用具を16件、情報・意思疎通支援用具を12件、排せつ管理支援用具を1,286件と見込みます。

住宅改修は3件とします。

図表 日常生活用具給付等事業の数値目標 (年間)

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	件	5	6	7
自立生活支援用具	件	9	10	11
在宅療養等支援用具	件	14	15	16
情報・意思疎通支援用具	件	10	11	12
排せつ管理支援用具	件	1,238	1,262	1,286
住宅改修費	件	3	3	3

(8) 手話奉仕員養成研修事業

① サービスの内容

手話奉仕員の養成を目指し研修を行います。

② 数値目標

計画期間中毎年10人ずつの参加者を目指します。

図表 手話奉仕員養成研修事業の数値目標 (年間)

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者(登録見込み者)数	10	10	10

(9) 移動支援事業

① サービスの内容

屋外での移動が困難な人について支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出です。

② 数値目標

平成29年度の利用者数は8人、利用時間は216時間を見込みます。

図表 移動支援事業の数値目標 (年間)

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	実利用見込み者数	6	7	8
	延べ利用見込み時間数	162	189	216

(10) 地域活動支援センター事業

① サービスの内容

地域活動支援センターでは、障がい者等が通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行います。

このうち、「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行い、「機能強化事業」として、相談機能、機能訓練などを実施する事業があります。

② 数値目標

基礎的事業については事業所数は市内1箇所、機能強化事業については事業所数は市内3箇所、市外1箇所を見込み、利用者数は市内176人、市外27人を見込みます。

図表 地域活動支援センター事業の数値目標 (年間)

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基礎的事業 (市内事業所)	箇所	1	1	1
	人	30	31	32
基礎的事業及び機能強化事業 (市内事業所)	箇所	3	3	3
	人	170	173	176
基礎的事業及び機能強化事業 (市外事業所)	箇所	1	1	1
	人	25	26	27

(11) その他事業

① 訪問入浴サービス事業

地域における障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居室において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図ります。

平成25年度の実績を基にして、平成29年度までのサービス必要量を6人と見込みます。

図表 訪問入浴サービス事業の数値目標 (年間)

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	人	6	6	6

② 日中一時支援事業

日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

平成29年度の利用者数は3,355人、利用時間は466時間を見込みます。

図表 日中一時支援事業の数値目標 (年間)

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	人日分	3,283	3,319	3,355
	人	456	461	466

③ 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

利用目標は、ほぼ現況のニーズ量を見込みます。

図表 自動車運転免許取得助成・自動車改造助成事業の数値目標 (年間)

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自動車運転免許取得助成事業	利用件数	2	2	2
自動車改造助成事業	利用件数	4	4	4

第5章 計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

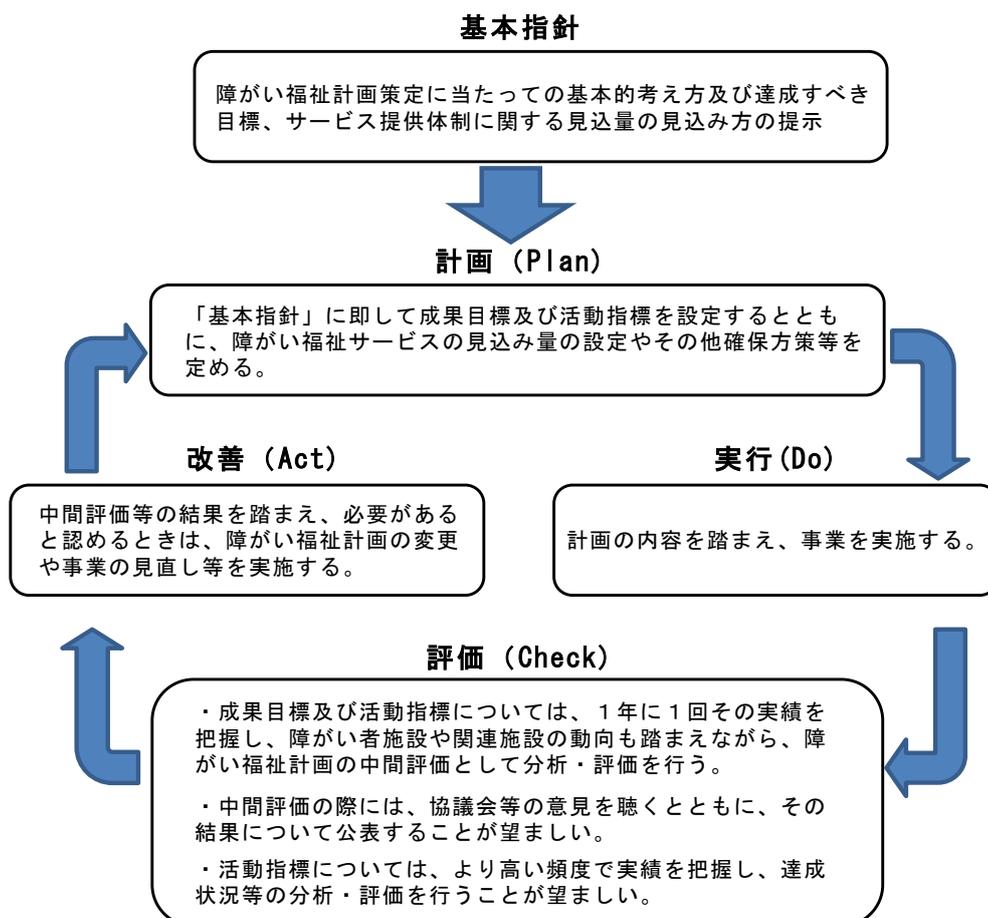
(1) 計画におけるPDCAサイクル

本計画の着実な実行に努めるため、PDCAマネジメントサイクルに基づいて、計画の評価・点検を行います。

計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議をし、計画（Plan）、実施・実行（Do）、点検・評価（Check）、処置・改善（Action）のサイクルの着実な実行に努めます。

そのためにも村上・岩船地域自立支援協議会で障がい者等の心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握して、障がい者に寄り添ったニーズになるよう、場合によっては計画の数値目標の見直しを行うこととします。

PDCAサイクルのプロセス



※業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

(2) 関係機関との連携

本計画における障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保のために村上・岩船地域自立支援協議会はもとより、医療機関、教育機関、公共職業安定所、ボランティアなどとの連携を図り、障がい者が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるように支援体制を図り、計画を推進します。

(3) 相談支援体制の強化とサービス事業者の役割

相談支援事業を担うサービス事業者は村上・岩船地域自立支援協議会の一員として、障がい者の自立に向けて、質の高いサービスの提供のために日々、まい進します。

また、相談支援事業を行うにあたって、出てきた地域課題は村上・岩船地域自立支援協議会の中で提案し、行政と一体となり、障がい者に寄り添った支援を行えるよう、相談支援体制を強化します。

(4) 地域社会への広報および啓発活動

障がいに対する差別や偏見をなくし、障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の実現について、市民に理解と協力、そして支援への参画等をあらゆる機会を通じて呼びかけていきます。

(5) 障がい児支援体制の整備

乳幼児から学校卒業まで一貫した効果的な支援のために、保健師、保育園、学童保育所、子育て支援センター、教育機関などと福祉担当課と連携し、障がい児の支援体制を整備します。

また、それぞれの機関との連携のために障がい児療育推進委員会で共通認識を確認しあいます。

資料編

資料編

村上・岩船地域自立支援協議会共同設置要綱

平成 22 年 3 月 12 日

告示第 130 号

(趣旨)

第 1 条 村上市、関川村及び栗島浦村は障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として村上・岩船地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画の具体化に向けた協議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる団体又は機関の代表者(当該団体又は機関から推薦を受けた者を含む。)のうちから、構成市村の長が協議により定めた者について、村上市長がこれを委嘱する。

- (1) 障害者及び市民を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 障害福祉サービス事業関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 雇用関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めた者

2 協議会は、必要に応じ専門部会を置き、協議することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の合議のもとに、会長が決定する。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、村上市福祉課内に置く。

2 事務局は、協議会に付すべき事項についてあらかじめ検討するほか、会長の指示する事項を処理する。

(経費の負担)

第8条 協議会に要する経費は、関係市村が次の負担割合によりそれぞれ負担する。

平均割 30パーセント

障害者手帳所持者数割 70パーセント

2 前項に規定する平均割の関係市村の算出基礎は、村上市が平均割経費の83.3パーセントを、関川村が平均割経費の16.7パーセントにより算出される経費とし、栗島浦村の平均割経費の負担はこれを除く。

3 第1項に規定する障害者手帳所持者数割の障害者手帳所持者数は、当該経費を負担する年度の前年度の10月1日に障害者手帳を所持する者の数により算出するものとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に開催する会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、村上市長が招集する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日告示第 155 号)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

村上・岩船地域自立支援協議会委員名簿

任期：平成25年4月1日～平成28年3月31日 敬称略						
	区分	所属	職名	氏名	備考	
1	第1号委員 障害者・市民を代表する者	村上市身体障害者団体連合会	会長	田中 忠男		身体
2		村上市手をつなぐ育成会	会長	貝沼 満里子		知的
3		関川村手をつなぐ育成会	会長	伊東 正夫		知的
4		岩船地域精神障がい者家族会連合会	会長	菅 静子	会長	精神
5		村上市民生委員児童委員協議会連合会	会長	楠田 正		
6		関川村代表		松田 裕美		知的
7		粟島浦村代表		松浦 春次		
8	第2号委員 学識経験を有する者	学校法人 北都健勝学園	法人本部長代理	小野 敏子		
9	第3号委員 障害福祉サービス事業関係者	医療法人 責善会	サービス管理責任者	長浜 昭弘	はまなすホーム	精神
10		社会福祉法人 村上岩船福祉会	園長	伊藤 賢哉	浦田の里	知的
11		社会福祉法人 阿賀北福祉会	園長	佐藤 俊樹	やまやの里	知的
12		社会福祉法人 青空会	施設長	遠山 康弘	すずかけ	知的
13		地域活動支援センターさくら工房	所長	横山 富男	副会長	
14	第4号委員 保健・医療関係者	村上地域振興局健康福祉部	部長	佐々木 綾子		
15		村上市岩船郡医師会	理事	馬場 肝作		
16	第5号委員 教育関係者	村上特別支援学校	学校長	猪股 昭博		
17	第6号委員 雇用関係者	村上公共職業安定所	所長	成澤 康仁		
18	第7号委員 関係行政機関の職員	新発田地域振興局健康福祉環境部	課長	上村 正朗		

村上・岩船地域自立支援協議会事務局名簿

【 敬称略 】

	所属	職名	氏名	備考
1	村上市福祉課	課長	長 研一	
2	関川村住民福祉課	課長	船山 久治	
3	粟島浦村総務課	課長	本保 準一	
4	村上市福祉課	課長補佐	川内 靖	
5	村上市福祉課	副参事	板垣 由美	
6	関川村住民福祉課	副主幹	荒木 好子	
7	村上市福祉課	主任	貝沼 寿樹	
8	粟島浦村総務課	主事	森田 真人	
9	相談支援事業 浦田の里	相談支援 専門員	横山 香織	
10	相談支援事業 浦田の里	相談支援 専門員	中山 陽子	
11	地域生活支援センターはまなす	相談支援 専門員	小野 拓也	
12	地域生活支援センターはまなす	相談支援 専門員	手塚 健介	
13	やまやの里	相談支援 専門員	加藤 美晴	

策定の経過

年月日	内 容
平成 26 年 7 月 16 日	平成 2 6 年度第 1 回村上・岩船地域自立支援協議会
平成 26 年 9 月 8 日 ～9 月 19 日	村上市第 4 期障がい福祉計画策定アンケート調査の実施 (対象者 4 0 0 人)
平成 26 年 11 月 18 日	平成 2 6 年度第 2 回村上・岩船地域自立支援協議会
平成 27 年 1 月 20 日 ～2 月 10 日	村上市第 4 期障がい福祉計画パブリックコメント
	平成 2 6 年度第 3 回村上・岩船地域自立支援協議会

村上・岩船地域自立支援協議会

村上・岩船地域自立支援協議会《イメージ図》

全体会議

年2回程度開催。主な業務としては

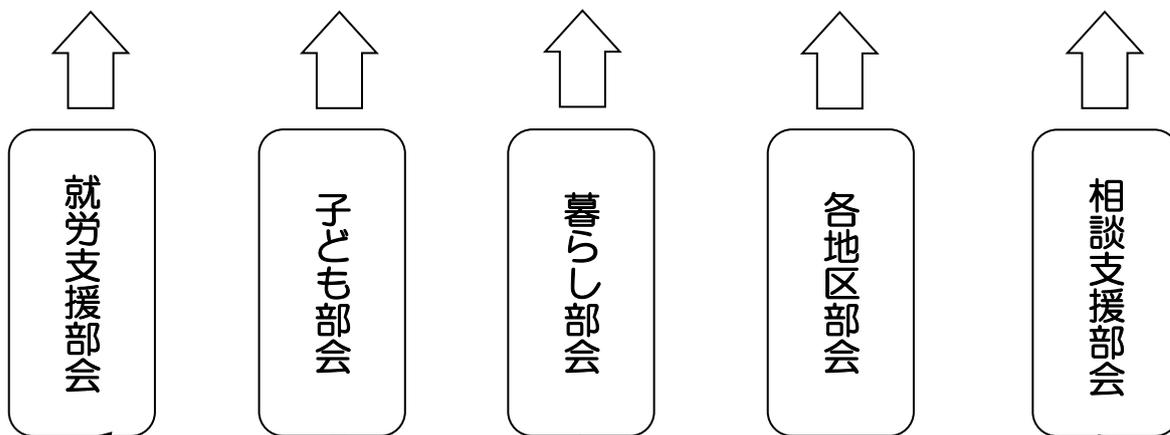
- ①障がい者等及び家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に
関連する職務に従事する者その他の関係者で地域課題解決に向け、協
議しあう。
- ②自立支援協議会及び障害福祉計画に位置付けられた目標の活性化、具
体化に向けて関係機関に提言を行う。



定例会議

必要に応じて開催。参集範囲は正副会長及び事務局等

相談支援事業者等から報告される課題等や専門部会の議事録をもとに話し合
い、必要に応じて社会資源の改善開発について関係機関等に事前に連絡調整し、
全体会に報告できるように準備を行う。



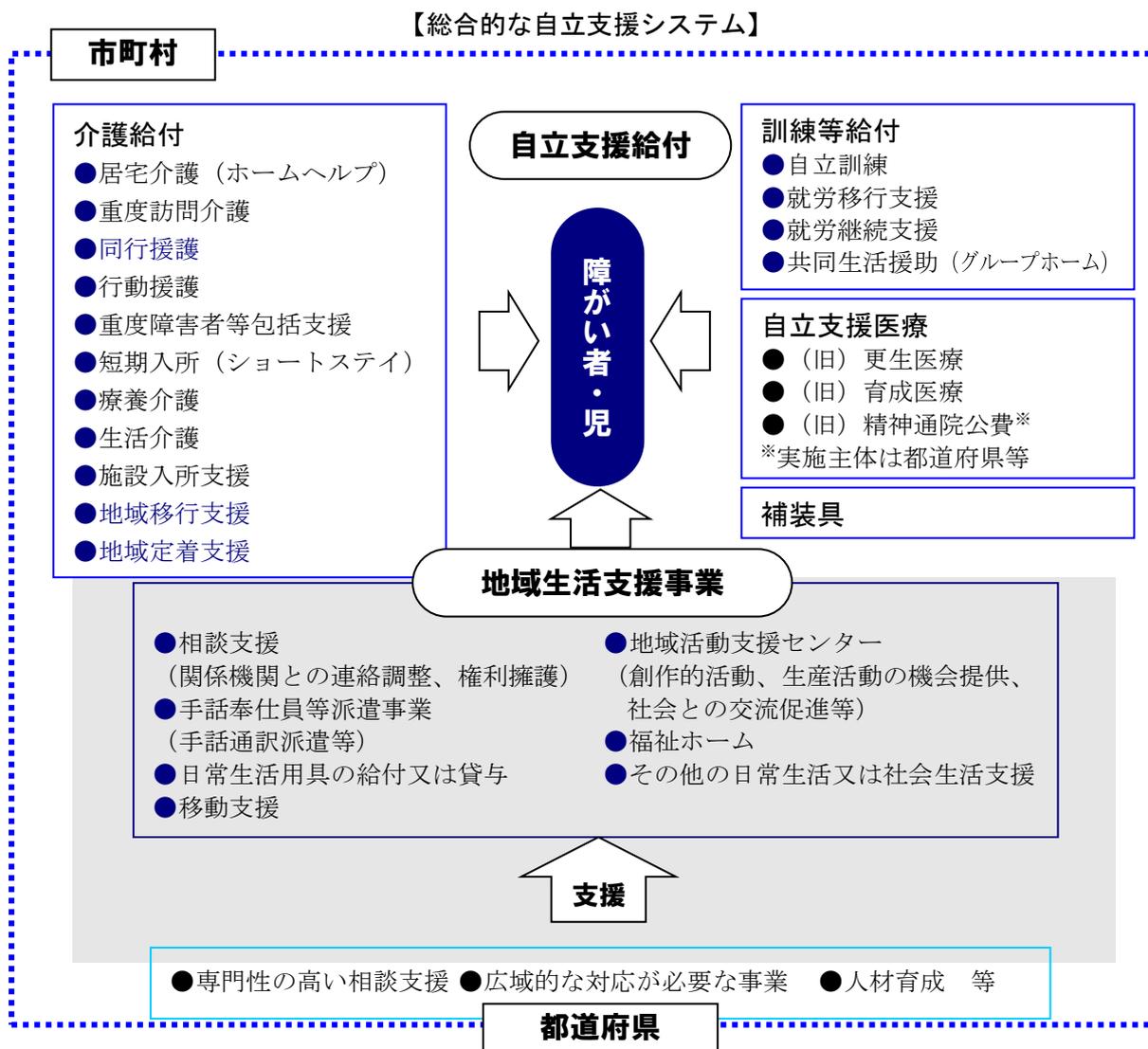
事務局会議

月に1回開催。相談支援事業者等から報告される地域課題等を整理し、
必要に応じて各専門部会へ振り分けを行う。また協議会全体への資料作
成を行う。

障害者総合支援法によるサービスの体系

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

サービスは、個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。「障がい福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。



障がい福祉関連用語解説

(五十音順)

【NPO】

NPOとは、「Non-Profit Organization」の略で、民間非営利活動組織（団体）。日本では、市民が自主的に組織・運営する営利を目的としない市民活動組織という意味で用いられる。

【ガイドヘルパー】

買い物、旅行、余暇活動等で障がいのある方の外出を介助し、自立と積極的な社会参加を促進する人。

【協働】

地域の課題解決や社会目的の実現に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互の立場や特性を認め、お互いの不足分を補い合い、ともに協力して行う課題解決に向けた取り組み。

【筋萎縮性側索硬化症（ALS）】

運動をつかさどる神経が変性していくため、手足の筋力低下の他に呼吸・嚥下に必要な筋を含む全身的な筋肉を萎縮させる進行性神経疾患。

【筋ジストロフィー】

骨格筋の変性・壊死を主病変とし、臨床的には進行性の筋力低下をみる遺伝性の疾患。

【矯正施設】

狭義では、法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院のこと。広義では「犯罪者・非行少年・触法少年などの改善更一生を目的とした教育・訓練を行う施設」を指す。そのため、上記の法務省所管の施設のほか、厚生労働省所管ないし都道府県立の児童自立支援施設や、民間団体一の運営による犯罪者更生施設（フリースクール）などの国公私立施設も含む。

矯正施設においては、その各施設における目的を達成するための各種プログラムを遂行している。

【グループホーム】

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において数人の障がいのある人が共同で生活する形態で、専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供される。ほとんど介護の必要でない軽度障がい者を対象とする。

【ケースワーカー】

生活保護を受けている人などに様々な働きかけをしたり、問題解決をしたりする職員。福祉事務所等で現業を行なっている職員のこと。

【権利擁護事業】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない方や日常生活に不安を感じている方が、安心して自立した生活を送るために行う、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス等。

【ケアホーム】

介護の必要な中重度障がい者（区分2以上）を対象とする共同生活介護。グループホーム支給決定者は、場合によりケアホームに入居できるが、ケアホーム支給決定者のグループホーム入居は認められていない。

【ケアマネジャー】

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じて適切な在宅サービスや施設サービスを利用できるように市町村、事業所及び施設との連絡調整を図り、要介護者等の自立した日常生活を支援する者。

【継続サービス利用支援（モニタリング）】

障害者総合支援法において、継続して障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、その変更等を行うことをいう。

【コーディネーター】

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。

【作業療法】

理学療法士及び作業療法士法では「身体又は精神に障がいのある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせること」と定義されるリハビリテーションの方法。

【サービス等利用計画】

障害者総合支援法において、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

【市民後見人】

自治体などが行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと。研修修了者は市区町村に登録され、親族等による成年後見が困難な場合などに、市区町村からの推薦を受けて家庭裁判所から選任され、本人に代わり財産の管理や介護サービス契約などの法律行為を行う。成年後見制度の普及に伴い、市民後見人への支援・指導や家庭裁判所、自治体との連携体制が一層求められている。

【自助、共助、公助】

自助：自分の責任で、自分自身が行うこと。

共助：自分だけでは解決や行なうことが困難なことについては、周囲や地域が協力して行うこと。

公助：個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共(公的機関)が行うこと

【社会福祉協議会】

地域住民をはじめ、社会福祉関係者などの参加のもとに、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし活動する民間団体。

【障害者基本法】

身体障がい、知的障がい、精神障がいを対象として、施策の基本理念や生活全般にかかわる施策の基本となる事項を定めた法律で、障がいの

ある人の「完全参加と平等」を目的としている。

【障害者情報バリアフリー化支援事業】

障がい者がパーソナルコンピュータを使用するために必要となる周辺機器やアプリケーションソフト等を購入する場合に、それに要する費用の一部を助成することにより、バリアフリー化を推進し、障がい者の社会参加を促進することを目的とする。

【小規模作業所】

在宅の障がいのある人が作業をしたり、日常生活の支援が受けられる、身近な地域にある小規模の作業所。法定外の施設で、障がいのある人や家族、職員を始めとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ、運営されています。共同作業所や福祉作業所などの名称でもよばれている。

【ショートステイ】

短期入所。家庭等で障がいのある人の介護を行う人が、病気、冠婚葬祭、事故等の社会的理由やその他の私的理由によって、一時的に介護が困難になった場合などに、障がいのある人が一時的に障がい者施設等を利用し、必要な介護などを受けるサービス。

【ジョブコーチ】

障がい者の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを実地に指導する援助者。

【スクールカウンセラー】

不登校・いじめ・問題行動への適切な対応、助言・援助を行うための臨床心理士・精神科医などの専門家。

【成年後見制度】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が充分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度。従来の禁治産、準禁治産の制度に代わるものとして、平成12年4月から施行。

【創作活動】

様々な個性を持つ人々が一つの場を共有し、絵画、陶芸、手芸など、一緒にものづくりをする活動。

【地域自立支援協議会】

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。

【デイサービス】

在宅の障がいのある人の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上などを図ることができるように、通所によって創作的活動や機能訓練、入浴・給食サービスなどを提供することにより、障がいのある人の自立と社会参加を促進するサービス。

【デジタル・ディバイド】

情報通信技術（特にインターネット）を活用することのできる人とできない人の間に生じる経済的・社会的格差。

【トライアル雇用】

職業経験、技能、知識などから就職が困難な特定の求職者を一定期間試行雇用することにより、その適正や業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする制度。

【日中一時支援事業】

障がい者等の家族の就労支援及び、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。日中、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、学校の空き教室等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行う。

【ネグレクト】

幼児・児童・障がい者・高齢者など社会的弱者に対する不適切な保護や養育。衣食住の十分な世話や介護などを怠り、精神的・医療的なケアを十分に行わずに放任する行為。身体的・精神的・性的虐待とならぶ虐

待のひとつであり、日本では特に子どもへのネグレクト、「育児放棄」を指すことが多い。栄養不良や発達障がいなどを引き起こすほか、人格形成に多大な影響を与える可能性がある。

【ノーマライゼーション】

障がいのある人が、地域社会の中で、障がいのない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できることが本来の社会のあり方であるという考え方。

【発達障害者支援法】

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害などの通常低年齢で発現する脳機能の障がいがある人の援助等について定めた法律。平成17年4月1日施行。

【バリアフリー】

もともとは障がいのある人が生活していく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁（バリア）をなくす意味。現在では物理的な障壁に限らず、制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。

【ハローワーク】

公共職業安定所、略称「職安」、愛称「ハローワーク」は、国（厚生労働省）によって設置された、職業安定法に基づく国民に安定した雇用機会を確保することを目的とした機関。求職者には就職についての相談・指導、適性や希望にあった職場への職業紹介、雇用保険の受給手続きを、雇用主には雇用に関する国の助成金・補助金の申請窓口業務や、求人の受理などのサービスを提供。

【ホームヘルプ】

在宅で生活している障がいのある人がホームヘルパーから受ける、身体介護、家事援助、移動介護、日常生活支援（日常生活全般に常時の支援を必要とする人に対して行う、身体介護、家事援助、見守り等の支援のサービス）をいう。

【ボランティア】

個人の自由な意思により考え、発想し、行動するという自発的な行為を行う人。

【ユニバーサルデザイン】

はじめからバリアを作らず、障がいの有無や年齢などにかかわらず誰にとっても利用しやすいような配慮のもとに、「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計しようとする考え方。

【ライフステージ】

乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期など人間の一生をいくつかに分けて考えた段階。

【理学療法】

理学療法士及び作業療法士法では「身体に障がいのある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えること」と定義されるリハビリテーションの方法。

【リハビリテーション】

障がいのある人の力を最大限にひきだし、身体的・心理的・社会的、職業的な自立能力の向上などを促すための専門的かつ総合的な援助技術のことで、「障がいのある人の全人的復権」を理念とする。

【レスパイト事業】

障がい児(者)などを、家庭の必要に応じて日中または宿泊で一時的に預かったり、家族に代わって送迎するなど、手軽にご利用できるサービスを行なう事業。定義では、「障がいを持つ方の日常的ケアからの一時的解放」。

第4期村上市障がい福祉計画

発行：平成27年3月

企画・編集：新潟県 村上市 福祉課

新潟県村上市三之町1番1号

TEL：(0254) 53-2111 (内線) 245

FAX：(0254) 53-3840

E-mail：fukushi-s@city.murakami.lg.jp
